

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
<p>大正14年 (1925年)</p>	<p>4.15 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合2厘引下げ、2銭)、同時に震災手形割引歩合も引下げ(2銭2厘→2銭)</p> <p>4.15 高率適用を復活(ただし急激な変化を避けるため原則1厘高のみを適用)</p> <p>4.27 制限外発行税率引下げ(年7%→6%)</p> <p>8.17 安田銀行熊本支店に対し、熊本県下の熊本・飽田・植木3行合併(肥後協同銀行新立)に伴う3行の整理資金特別融通(155万円)を承認</p> <p>8.19 銀地金の一般買入れを中止</p> <p>9.2 朝鮮銀行に対する整理資金特別融通の期限延長・金利引下げを認める</p> <p>9.28 朝鮮銀行に対し、第3次整理資金特別融通(限度500万円)を承認</p> <p>9.一 台湾銀行の整理を援助するため同行への外国為替引当貸付金極度額5000万円中2000万円までは特別低利を適用することとする</p> <p>10.3 台湾・朝鮮両行の整理支援のため政府の承認を得て震災手形割引損失補償令による特別融通の一部を昭和2年9月まで期限延長し特別低利の適用を認める</p> <p>11.25 高率適用強化(2厘高以上の適用について支店へ通知)</p> <p>12.7 手形売戻割引料を改定(商業手形・銀行売出手形は原日歩、商品担保の保証品付手形1~2厘減、その他保証品付手形2厘減)</p>	<p>3.30 行政整理または軍備整理による退職者に交付する公債発行に関する法律公布施行</p> <p>4.1 大蔵省に預金部を設置</p> <p>4.1 預金部資金運用規則公布施行</p> <p>4.1 欧州大戦により設置された臨時軍事費特別会計終結</p> <p>6.13 大蔵省、地方長官・銀行集会所等に対し再度銀行の減配をすすめるよう通達(各地で減配の申合せが行われる)</p> <p>7.25 熊本・飽田・植木の3行合併し肥後協同銀行を新立(現肥後銀行)</p> <p>8.19 朝鮮銀行、第3次整理実施に関し政府に援助を要請(9月2日、日本銀行へも要請)</p> <p>9.1 台湾銀行、第2次整理実施に関し政府・日本銀行に援助を要請</p> <p>9.8 増田ビルブローカー銀行解散</p> <p>9.16 大蔵省、政府保有内地正貨の海外現送開始を発表(20日、第1回実行)</p> <p>9.17 沖縄産業・沖縄・那覇商業3行合併し沖縄興業銀行を新立(沖縄県内銀行1行化)</p> <p>9.17 政府、朝鮮銀行の整理援助のため預金部の同行に対する融資条件を緩和</p> <p>12.4 東京交換所、東京手形交換所と改称(旧名称に復帰)</p> <p>12.19 銀地金輸出入取締令を存置のまま銀輸出を実質解除</p>
<p>大正15年 =昭和元年 (1926年)</p>		

大正 14 年～大正 15 年＝昭和元年
(1925 年～1926 年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総銀行裁
<p>4. 1 外国人土地法公布(15年11月10日施行) 4.22 治安維持法公布(5月12日施行)</p> <p>5. 1 陸軍軍制整理(4個師団廃止) 5. 5 衆議院議員選挙法改正(普通選挙法公布(次の総選挙から施行)) 5.23 失業統計調査令公布</p> <p>7.30 日英通商航海条約調印 7.31 加藤内閣総辞職 8. 2 第2次加藤内閣成立</p> <p>10. 1 第2回国勢調査実施</p>	<p>4.28 英国、金輸出解禁(金本位制復帰) 4.28 オランダとオーストラリア、金輸出解禁(金本位制復帰)</p> <p>5.13 英国、金本位法公布 5.18 南アフリカ、金本位制に復帰 5.30 上海で英国警官隊が中国人デモ隊に発砲(5・30事件)</p> <p>10. 5 ロカルノ会議開催(安全保障問題を協議、12月1日条約調印)</p> <p>12.21 フィンランド、通貨法・銀行法制定</p>	<p>加藤高明(第一次)</p> <p>8.2</p> <p>加藤高明(第二次)</p>	<p>浜口雄幸</p>	<p>(第十代) 市来乙彦</p>
<p>1.28 加藤首相病没、内閣総辞職 1.30 第1次若槻礼次郎内閣成立</p>	<p>1. 1 フィンランド、金本位制に復帰 1. 8 米国、公定歩合引上げ、3.5→4%(4月23日3.5%、8月13日4%) 1.11 チリ、中央銀行開業 1.11 チリ、金輸出解禁</p>	<p>1.30 若槻</p>		

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
大正15年 =昭和元年 (1926年)	<p>2. 1 見返品担保掛目を改正し、震災による臨時処置の常態復帰を一段と進める</p> <p>3.29 日本銀行の手形割引による損失の補償に関する法律中改正公布(特別融通期限を昭和2年9月30日まで再延長)</p> <p>10. 4 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合2厘引下げ、1銭8厘)、震災手形割引歩合も同幅引下げ1銭8厘とする</p> <p>10.25 各国中央銀行によるベルギー中央銀行へのクレジット枠設定に関するイングランド銀行との間の取決めに調印(ベルギーの金解禁支援のため)</p> <p>11.一 経済研究会、日本銀行改善案を発表</p> <p>12.10 金融制度調査会幹事会、日本銀行制度改</p>	<p>2.18 全国市街地信用組合、同組合協会の設立趣意書および規約を決定</p> <p>2.20 政府、正貨現送は金解禁の準備ではないと声明、以後の現送を中止すると発表</p> <p>3.25 日本勧業銀行法中改正・農工銀行法中改正・北海道拓殖銀行法中改正各法律公布(業務追加)</p> <p>3.30 郵便年金法・郵便年金特別会計法公布(10月1日施行)</p> <p>3.30 日本興業・台湾・朝鮮3行の対中国借款関係焦付き債務を政府が補償するため公債を発行(限度1億4400万円)する旨の法律を公布施行</p> <p>4. 6 海軍軍縮実施に伴い損害を受けた会社に対する補償に関する法律公布施行</p> <p>4. 9 大蔵省、金融制度調査準備委員会規則を制定(16日、金融制度調査準備委員会設置)</p> <p>6.24 三十四銀行、摂陽銀行(北浜銀行の後身)を合併</p> <p>9.21 大蔵省、金融制度調査会規則を制定(28日、金融制度調査会委員を任命<金融制度調査会発足>)</p> <p>10. 7 東京市復興事業公債600万ポンドをロンドンで発行</p> <p>10.12 金融制度調査会第1回本会議開催(12項目の調査事項を決定)</p> <p>10.16 政府、正貨の海外現送を再開</p> <p>11.12 政府、糸価維持低利資金融通(2250万円)実施を発表</p> <p>11.18 金融制度調査会、普通銀行制度に関する答申を決定</p> <p>11.19 金融制度調査会、金融機関検査充実に關する答申を決定</p> <p>11.22 横浜市債1974万ドルをニューヨークで発行</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>3.25 生活必需品に関する暴利取締令廃止公布施行</p> <p>3.27 税制の大幅改正に伴う諸税法公布(いずれも 4 月 1 日もしくは大正15年度から施行)</p> <p>3.29 関税定率法中改正法律公布施行(税率表を全面改正)</p> <p>3.29 輸出生糸検査法公布(昭和 2 年 7 月 1 日施行、生糸検査所法廃止)</p> <p>4. 9 労働争議調停法・治安警察法改正各公布(7 月 1 日施行)</p> <p>5.17 関税調査委員会官制公布</p> <p>5.25 小作調査会官制公布施行</p> <p>6.24 府県制・市町村制改正公布(7 月 1 日施行)</p> <p>8. 6 日本放送協会設立</p> <p>12.25 大正天皇崩御、昭和と改元</p>	<p>1.12 ドイツ、公定歩合引下げ、9→8%(3月27日 7%、6月7日 6.5%、7月6日 6%)</p> <p>4.24 独ソ友好中立条約(ベルリン条約)調印</p> <p>5. 1 英国、炭鉱スト発生(5月3日ゼネストに発展)</p> <p>7. 1 カナダ、金輸出解禁(金本位制復帰)</p> <p>7.25 中国国民革命軍、北伐開始</p> <p>8. 一 イタリア政府、イタリア銀行に各種権限を与え通貨収縮を図らせる</p> <p>10.25 ベルギー、金輸出解禁(金本位制復帰)</p> <p>12. 一 ラテン通貨同盟解散</p>	<p>若 槻 礼 次 郎 (第一次)</p>	<p>浜 口 雄 幸 (第十代)</p> <p>6.3 早 速 整 爾</p> <p>9.14 片 岡 直 温</p>	<p>市 来 乙 彦</p>

年号	日本銀行	金融一般
大正15年 =昭和元年 (1926年)	善原案をまとめる(商業手形の保証準備繰入れ・納付金制度の採用・発行制度の改革・保証準備額の拡張など)	
昭和2年 (1927年)	<p>1. 7 台湾銀行に対する外国為替引当貸付金の一部につき輸出入為替手形以外の担保による代用引当を認める</p> <p>2. 4 金融制度調査会、兌換銀行券整理に関する答申を決定</p> <p>3. 7 貸出標準の定め方を全面改正</p> <p>3. 9 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合2厘引下げ、1銭6厘、同割引歩合を国債担保貸付利子歩合より1厘低率とする)</p> <p>3.19 東京市内有力銀行を招集し金融対策を協議</p> <p>3.21 祭日臨時営業</p> <p>3.22 有力銀行と再度協議、蔵相と日本銀行総裁、財界安定に関し声明</p> <p>4. 1 兌換銀行券整理法公布</p> <p>4. 9 大阪支店と大阪組合銀行委員と神戸地方銀行動揺の波及防止について協議</p> <p>4.17 本店と大阪・京都支店、休日臨時営業し非常貸出に備える</p> <p>4.17 夜、蔵相臨席し東京市内有力銀行と台湾銀行救済緊急勅令否決に伴う善後策協議、会議後(18日)、市来総裁が金融界動揺防止に関し声明</p> <p>4.18 支店あてに非取引先銀行に対する緊急融資の取扱い方を通知</p> <p>4.21 会社・個人からの無利子預金受入れを実施(預金証書発行、市中銀行預金者の不安除去と銀行券節約のため)</p> <p>4.22 市中銀行の一斉休業に伴い日本銀行も一部支店を除き2日間臨時休業</p> <p>4.24 日曜日臨時営業</p> <p>4.24 市来総裁、貸出の便宜的措置を講じるので不安はない旨言明</p> <p>4.24 兌換銀行券(甲)五十円券の様式告示(26</p>	<p>1.24 今治商業銀行休業</p> <p>1.26 震災手形損失補償公債法案および震災手形善後処理法案(いわゆる震災手形関係2法案)を第52回帝国議会上に提出</p> <p>1.31 深谷商業銀行休業</p> <p>2. 1 金融制度調査会、公益質庫に関する答申を決定</p> <p>2. 9 銀行預金協定(東京)金利引下げ(甲、定期6%→5.5%)</p> <p>2.23 徳島・徳島貯蓄両行休業</p> <p>3.14 片岡蔵相、衆議院予算委員会において東京渡辺銀行が破たんしたと発言(金融恐慌の発端となる)</p> <p>3.15 東京渡辺・あかち貯蓄両行休業</p> <p>3.19 中井銀行休業</p> <p>3.22 京浜地方の諸銀行休業(中沢・村井・八十四・左右田等、第1次動揺のピーク)</p> <p>3.23 震災手形関係2法案、議会を通過成立</p> <p>3.26 台湾銀行、鈴木商店に対し新規融資の打切りを通告</p> <p>3.30 震災手形損失補償公債法・震災手形善後処理法各公布(いずれも5月1日施行)</p> <p>3.30 銀行法公布(3年1月1日施行)</p> <p>4. 1 鈴木商店の整理困難の見通しから株式相場暴落</p> <p>4. 5 台湾銀行調査会官制公布施行(第1回会合開催)</p> <p>4. 8 第六十五銀行休業、神戸市内銀行取付け発生、株式市場は恐慌相場を呈する</p> <p>4.13 政府、台湾銀行救済案を決定、深更(14日)に至り財界安定を期す旨を声明</p> <p>4.15 枢密院精査委員会、台湾銀行救済に関する緊急勅令案を憲法違反として否決(17日、同院本会議でも否決)</p> <p>4.18 台湾銀行、台湾島内店舗を除き休業</p> <p>4.18 近江銀行休業(関西地方、小銀行の休業続出)</p> <p>4.21 十五銀行休業、各地の取付けピークに達する</p> <p>4.21 市中銀行、政府の要望もあり22日・23日の両日自主的に臨時休業とすることを決定</p> <p>4.22 私法上の金銭債務の支払延期及手形等の権利保存行為の期間延長に関する件(3週</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総 本銀行 總裁
	12.- メキシコ、金輸出再禁止			
<p>2.26 憲政会・政友本党の提携成立</p> <p>3. 3 衆議院で震災手形関係法案審議をめぐり議場大混乱</p> <p>3. 7 北丹後地方に大地震発生</p> <p>3.31 公益質屋法公布(8月10日施行)</p> <p>3.31 計理士法公布(8月10日施行)</p> <p>4. 1 保稅工場法公布(9月1日施行)</p> <p>4. 1 兵役法公布(徴兵令廃止)</p> <p>4. 5 鈴木商店破たん</p> <p>4. 5 商工会議所法公布(3年1月1日施行、商業會議所法廃止)</p> <p>4.17 若槻内閣総辞職</p> <p>4.20 田中義一内閣成立</p>	<p>1. 1 デンマーク、金輸出解禁(金本位制復帰)</p> <p>1.11 ドイツ、公定歩合引下げ、6→5%(6月10日6%、10月4日7%)</p> <p>2. 7 スイス、金本位国通貨との交換性回復(事実上の金本位制復帰)</p> <p>2.25 米国、1927年銀行法成立(通称「マクファデン法」、国法銀行法・連邦準備法の改正など)</p> <p>4. 1 インド、金貨を廃止(ポンド本位制確立)</p> <p>4.12 蒋介石、上海でクーデターをおこす(18日、南京に国民政府を樹立)</p> <p>4.21 英国、公定歩合引下げ、5→4.5%</p>	<p>若 規 札 次 郎 (第一次)</p> <p>4.20</p> <p>田 中 義 一</p>	<p>片 岡 直 温</p> <p>4.20</p> <p>高 橋 是 清</p>	<p>(第十代) 市 来 乙 彦</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和2年 (1927年)	<p>日発行の予定であったが実際には発行せず)</p> <p>4.25 兌換銀行券(乙)二百円券(いわゆる裏白二百円券)を発行</p> <p>4.25 神戸・鹿児島に日本銀行国庫事務取扱所を開設</p> <p>5. 9 日本銀行特別融通及損失補償法・特別融通審査会規則・特別融通規程各公布施行</p> <p>5. 9 台湾の金融機関に対する資金融通に関する法律公布施行</p> <p>5.10 市来総裁辞任、第11代総裁に井上準之助が就任</p> <p>5.10 兌換銀行券(丙)二百円券の様式告示(12日発行の予定であったが実際には20年8月16日に日本銀行券として発行)</p> <p>5.10 政府から、台湾の金融機関に対する融資として台湾銀行への融通を令達される</p> <p>5.13 政府との間に日本銀行特別融通損失補償契約を調印</p> <p>5.一 金融調節と市中銀行の余資運用難緩和のため3年上期にかけ日本銀行保有公債の市中売却を頻繁に行う</p> <p>6. 1 神戸支店開設、神戸国庫事務取扱所廃止</p> <p>6. 4 震災手形処理委員会官制公布施行</p> <p>6.13 大蔵省、金融制度調査会に提案するため「日本銀行ニ関スル調査」を作成</p> <p>7.16 震災手形処理委員会第1回会合開催</p> <p>7.16 国債担保短期貸出に対する高率適用を緩和(市中銀行の国債への運用増に対処)</p> <p>8.20 市中銀行に率先して減配に踏切る(2年上期から12%を10%へ)</p> <p>10.10 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合1厘引下げ、1銭5厘)</p> <p>10.10 制限外発行税率引下げ(年6%→5%)</p>	<p>間のモラトリアム実施に関する緊急勅令<支払延期令>公布施行(25日、朝鮮・関東州・樺太にも適用)</p> <p>4.25 金融機関営業再開、各地の状況平穏</p> <p>4.26 政府、上海における為替資金として銀塊1019万円を横浜正金銀行へ預入</p> <p>5. 9 台湾銀行休業店舗営業再開</p> <p>5.13 モラトリアム解除</p> <p>5.25 大蔵省官制改正(専任銀行検査官を置く)</p> <p>5.31 日本勧業銀行、千葉県農工銀行を合併(第2次勸業合併はじまる)</p> <p>6. 3 大蔵省、地方長官に対し銀行の減配をすすめるよう通達</p> <p>7.13 預金部、同部資金の地方還元計画を承認</p> <p>7.19 台湾銀行整理案を閣議決定</p> <p>8. 4 政府、債券発行銀行各行と債券発行による吸収資金の地方への還元につき協議</p> <p>8. 6 三井・三菱・第一・安田・住友・横浜正金の6行、コール協定を締結</p> <p>8. 6 大蔵省、地方長官に対し銀行合同促進につき通達</p> <p>8. 8 東京所在4大貯蓄銀行(東京貯蓄・東京貯蔵・川崎貯蓄・安田貯蓄)、預金金利協定を締結</p> <p>8.30 第百銀行、川崎銀行と合併し川崎第百銀行と改称</p> <p>9. 1 台湾銀行、株主総会で同行整理案を承認</p> <p>9.23 大蔵省、地方長官に対し銀行合同促進と合同の際の不良資産切捨て励行につき通達</p> <p>10. 8 銀行預金協定(東京)金利引下げ(甲、定期5.5%→5%)</p> <p>10.18 大分銀行、二十三銀行と合併し大分合同銀行と改称(現大分銀行)</p>

昭和2年
(1927年)

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総 本銀行 行裁
<p>5.24 商工審議会官制公布施行</p> <p>5.27 資源局官制公布(国家総動員関係事項統轄)</p> <p>5.28 政府、山東出兵を声明</p>	<p>5.4 ジュネーブで国際経済会議開催</p>		高橋	<p>(第十代) 市来乙彦</p> <p>5.10</p>
<p>6.1 憲政会・政友本党、合同して立憲民政党を結成</p> <p>6.27 外務省・陸軍省・海軍省、対中国政策確立のため東方会議を開催</p> <p>7.20 日独通商航海条約調印</p> <p>8.30 政府、山東派遣軍の撤退を声明</p> <p>8.30 日仏通商協定調印</p>	<p>6.20 日・米・英3国、海軍軍縮会議をジュネーブで開催</p> <p>7.1 中国に排日運動広がる</p> <p>7.1 米・英・仏・独4か国中央銀行総裁会議、米国(ロングアイランド)で開催</p> <p>8.5 米国、公定歩合引下げ、4→3.5%</p> <p>8.17 仏独通商条約成立</p> <p>8.26 アルゼンチン、金本位制に復帰(金輸出解禁)</p> <p>9.6 中国、国民政府の統一成る(南京・武漢政府の合同)</p> <p>10.13 ポーランド、金本位制に復帰</p>	田中義一	6.2	<p>(第十一代) 井上準之助</p> <p>三土忠造</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和2年 (1927年)	<p>11.30 台湾銀行ほか16行に対し震災手形善後処理法による貸付を実行(7447万円)</p> <p>12.19 震災手形回収不能額に対する第1回補償を受ける(6170万円、以後4年2月14日まで額面合計1億900万円の五分利国債の交付を受ける)</p>	<p>10.29 昭和銀行設立(休業諸銀行の業務を継承、12月1日開業)</p> <p>11.17 銀行法施行細則公布(3年1月1日施行)</p> <p>12.3 銀行法を台湾・樺太に施行の件公布(3年1月1日施行)</p> <p>12.17 大阪組合銀行、銀行業務改善につき申合せ(22日、東京組合銀行申合せ、その他各地銀行もこれにならう)</p>
昭和3年 (1928年)	<p>1.2 各国中央銀行によるイタリア銀行へのクレジット枠設定に関するイングランド銀行との間の取決めに調印(イタリアの金本位制度復帰支援のため)</p> <p>2.8 取引先銀行調査の方針を決定(考査部設置構想)</p> <p>2.20 小樽支店の砂金買入れ事務を廃止</p> <p>5.8 いわゆる補償法特融および台湾融資法による特融打切り(前者114行7億6200万円、後者3行1億9100万円)</p> <p>5.22 昭和銀行に対し震災手形善後処理法による貸付を実行(近江銀行分164万円)</p> <p>5.28 考査部設置</p> <p>6.2 特別融通整理部設置</p> <p>6.12 井上総裁辞任、第12代総裁に土方久徴が就任</p> <p>6.15 特別融通損失審査会官制公布施行</p> <p>6.25 台湾融資法による特融は全額日本銀行損失とされ、政府から五分利国債の交付を受ける</p>	<p>1.1 銀行法施行</p> <p>1.25 貴族院議員山本達雄、東京銀行倶楽部の講演で金解禁の促進を主張(財界・言論界に金解禁論高まる)</p> <p>1.30 預金部資金運用委員会、同部資金5000万円をもって各種金融債を引受け中小企業に対する応急融資の実施を決定</p> <p>2.1 月掛郵便貯金制度実施</p> <p>2.18 大阪預金協定加盟銀行、コール協定を拡張し貸出最低利率を協定(20日から実施)</p> <p>3.6 震災善後費として五分利国債を公募(公募復活)</p> <p>3.30 大蔵省、金融恐慌後の銀行整理状況を発表</p> <p>5.8 近江銀行、昭和銀行に営業譲渡</p> <p>5.15 蔵相と日本銀行総裁、手形交換所連合会において講演し金解禁を実施するにはまずそのための環境整備が必要と述べる</p> <p>6.29 東京渡辺銀行破産</p> <p>7.1 静岡県下6銀行(岩淵・富士川・蒲原・庚子・由比・江尻)合併し駿州銀行を新立(現清水銀行)</p> <p>7.2 銀行の土曜半休実施に関する銀行法施行細則改正公布(10日施行)</p> <p>8.25 共同証券株式会社設立(債券引受け専業)</p>

昭和2年～昭和3年
(1927年～1928年)

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>12.30 地下鉄浅草・上野間開業(わが国最初の地下鉄)</p>	<p>12.22 イタリア、金輸出解禁(金本位制復帰)</p>			
<p>1.21 衆議院解散 1.23 日ソ漁業条約調印</p> <p>2.20 第16回衆議院議員総選挙(初の普通選挙)</p> <p>4.10 日本商工会議所設立 4.19 第2次山東出兵を閣議決定</p> <p>6.4 満州で張作霖爆殺事件発生 6.29 治安維持法改正公布施行</p>	<p>2.3 米国、公定歩合引上げ、3.5→4%(5月18日4.5%、7月13日5%)</p> <p>4.11 24か国中央銀行会議、パリで開催(17日まで)</p> <p>5.1 ノルウェー、金輸出解禁(金本位制復帰)</p> <p>5.10 国民政府、国際連盟に日本の山東出兵を提訴</p> <p>6.18 イタリア、中央銀行法改正 6.25 フランス、新平価(5分の1切下げ)により金輸出解禁(金本位制復帰)</p> <p>7.2 英国、通貨および銀行券法制定(紙幣発行をイングランド銀行に一元化)</p> <p>8.1 スイス、金輸出解禁</p>	<p>田 三 中 土 義 忠 一 造</p>	<p>井 上 準 之 助 土 方 久 徴</p>	<p>(第十一代)</p> <p>6.12</p> <p>(第十二代)</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和3年 (1928年)	<p>11. 9 考査部実地調査開始(12日まで三井銀行、以後三菱・第一・住友等大銀行から着手)</p> <p>12.31 台湾銀行に対する貸出を同行整理案の範囲内にとどめることとする</p>	<p>会社、9月1日開業)</p> <p>10.22 東京・大阪手形交換所、政府に対し金解禁を建議(日本商工会議所も25日に建議を決定)</p> <p>10.一 金解禁期待から為替相場急騰(いわゆる解禁相場)</p> <p>12.21 経済審議会、国際収支の均衡策につき答申</p>
昭和4年 (1929年)	<p>2.14 震災手形特別融通に対する政府からの損失補償完了</p> <p>7. 4 正副総裁、井上蔵相から金解禁の決意を聞き協力を約す</p> <p>7.10 政府・日本銀行・横浜正金銀行、為替資金充実と相場の急変防止のため、横浜正金銀行による為替買出動につき約定</p>	<p>1.20 民政党・実業同志会等が金解禁を決議(この後議会においても金解禁論議が活発化)</p> <p>2. 1 銀行預金協定(東京)金利引下げ(甲、定期5%→4.5%)</p> <p>3.28 糸価安定融資補償法公布(9月1日施行)</p> <p>4. 2 日本興業銀行法中改正法律公布</p> <p>4.一 政府、正貨在 high の発表を中止</p> <p>5.30 三土蔵相、財界首脳と懇談し昨今の財界状況下では金解禁は不能と言明</p> <p>6.17 経済審議会、公債整理方針につき答申</p> <p>6.29 対米為替相場、大正12年12月以来の最安値(100円=43ドル3/4)を記録</p> <p>7. 1 民政党内閣出現を予想し為替相場急反発</p> <p>7. 2 蔵相に井上準之助就任(緊縮財政・金解禁・非券債などのいわゆる「井上財政」を展開)</p> <p>7.16 内務・大蔵両大臣、地方長官あてに新規事業の起債不許可の方針を通達</p> <p>7.19 政府、国際決済銀行への参加を決定(5年1月20日、同銀行に関する条約に署名)</p> <p>7.27 産業組合中央金庫、信用組合の高利旧債の整理資金融通を決定</p>

昭和3年～昭和4年
(1928年～1929年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>9.7 経済審議会官制公布施行</p> <p>11.10 天皇即位礼を挙行</p>	<p>8.5 国際連盟、国民政府を承認</p> <p>8.27 パリで不戦条約調印(15か国署名)</p> <p>10.1 ソ連、第1次5か年計画開始</p> <p>10.5 中国、中央銀行設立(11月1日開業)</p> <p>11.3 米国、国民政府を承認</p> <p>12.20 英国、国民政府を承認</p> <p>12.一 スカンジナビア通貨同盟復活に関する協定成立</p>			
<p>4.4 特許法・実用新案法・意匠法・商標法改正公布(10月1日施行)</p> <p>4.12 資源調査法公布(12月1日施行)</p> <p>5.13 法制審議会官制公布(臨時法制審議会廃止)</p> <p>5.22 米穀調査会官制公布施行</p> <p>6.3 政府、中華民国国民政府を承認</p> <p>7.1 工場法改正施行により婦人・年少者の深夜業務禁止</p> <p>7.2 田中内閣総辞職、浜口雄幸内閣成立</p> <p>7.9 政府、10大政綱を発表</p> <p>7.19 社会政策審議会・関税審議会・国際貸借審議会の各官制公布施行(金解禁後の諸対策の研究調査を目的に設立、12月28日廃止勅令公布)</p> <p>7.29 政府、昭和4年度一般会計実行予算を閣議決定</p> <p>7.29 政府、知事あてに地方財政の整理緊縮を要請</p>	<p>1.12 ドイツ、公定歩合引下げ、7→6.5%(4月25日7.5%、11月2日7%)</p> <p>2.7 英国、公定歩合引上げ、4.5→5.5%(9月26日6.5%、10月31日6%、11月21日5.5%、12月12日5%)</p> <p>2.7 米国連邦準備局、株式ブームに対し異例の警告を発する</p> <p>2.11 ドイツ賠償問題専門委員会、パリで開催</p> <p>3.15 ドイツ賠償問題専門委員会で国際決済銀行設立案を可決</p> <p>6.7 ドイツ賠償問題専門委員会、ヤング案を採択して閉会</p>	<p>田 中 義 一</p>	<p>三 土 忠 造</p>	<p>(第十二代) 土 方 久 徴</p>
		<p>7.2 浜 口 雄 幸</p>	<p>7.2 井 上 準 之 助</p>	

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和4年 (1929年)	<p>10.30 国際決済銀行設立に伴う本邦出資金800万ドルの日本興業銀行などシンジケート銀行14行による引受け決定(日本銀行条例上の制約からとられた措置で、実質上の代表権は日本銀行が行使)</p> <p>11.13 横浜正金銀行の為替買出動に関連し英貨100万ポンド・米貨500万ドルを売戻条件付きで買入れ</p> <p>11.19 金解禁準備として横浜正金銀行をして英米銀行団と1億円相当の信用設定契約を締結させる(日本銀行条例上、日本銀行が直接契約の当事者となることができないための措置)</p> <p>11.21 土方総裁、金解禁に関し声明</p> <p>11.21 蔵相、金解禁に関する声明の中で以後わが国の正貨維持ならびに為替調節については日本銀行をしてその衝に当たらせる旨言明</p> <p>12.5 震災手形処理委員会廃止</p> <p>12.31 政府預金の不足補填のため政府保有金貨350万ドルを買入れ</p>	<p>8.一 浜口首相名の「全国民に訴う」と題するリーフレットを配布、財政緊縮と消費節約への協力を求める</p> <p>11.21 金貨幣または金地金等の輸出取締令を廃止する大蔵省令公布(金解禁に関する省令、5年1月11日施行)</p> <p>11.21 浜口首相と井上蔵相、金解禁に関し声明</p> <p>11.21 東京・大阪・名古屋のシンジケート銀行団、当局の通貨政策に協調支援を申合せ</p> <p>11.29 横浜正金銀行の為替資金として政府保有在外正貨を同行へ預入(12月28日まで累計1億1500万円)</p> <p>12.5 台湾銀行調査会廃止</p>
昭和5年 (1930年)	<p>1.8 金解禁後の正貨維持に関し日本銀行と横浜正金銀行との間に①内外正貨の処理に関する一般方針②在外正貨の売却に関する協定を取決める</p> <p>1.11 金解禁実施に伴い在外正貨の売却を開始</p> <p>1.11 兌換銀行券(乙)百円券を発行</p> <p>1.11 横浜正金銀行の海外資金繰りに難に対処し、日本銀行保有英貨公債を政府に売却、代り外貨を同行に売却</p> <p>1.16 国庫支払資金補填のため政府保有金貨796万ドルを買入れ</p> <p>2.4 大蔵省日本銀行共同調査会第1回会合を開催、中央銀行制度を検討することを決定</p> <p>3.1 兌換銀行券(丁)五円券を発行</p> <p>5.20 国際決済銀行と預金取引を開始(円貨当</p>	<p>1.10 金解禁発表後、横浜正金銀行の売為替取扱高は2億3400万円(買為替2200万円)に達する</p> <p>1.11 金輸出解禁</p> <p>1.20 外銀筋の正貨現送はじまる</p> <p>1.30 三井銀行を皮切りに邦銀の正貨現送もはじまる</p> <p>3.11 糸価安定融資補償法発効</p> <p>4.11 東京株式市場、鐘紡株暴落に端を發し混乱、立会休止に至る(12日再開)</p> <p>5.12 五分半利付英貨公債発行規程・五分半利</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>8. 2 政府、公私経済緊縮運動の推進を決定 (8日、公私経済緊縮委員会を設置)</p> <p>11.19 蚕糸中央会、糸価維持のため共同保管・操短を決定</p>	<p>8. 6 ドイツ賠償問題本会議、ハーグで開催 (31日、ドイツがヤング案を承認、議定書に調印して閉会)</p> <p>8. 9 米国、公定歩合引上げ、5→6%(11月1日5%、15日4.5%)</p> <p>10. 3 国際決済銀行創立委員会、バーデンバーデンで開催(11月13日、定款等を可決)</p> <p>10.24 ニューヨーク株式市場大暴落(「暗黒の木曜日」、世界恐慌のはじまり)</p> <p>11. 4 英国、マクミラン委員会設置(貨幣・信用制度の調査のため)</p> <p>12.17 オーストリア、金本位制停止</p>	<p>浜井口雄幸</p>	<p>井上準之助</p>	<p>(第十二代) 土方久徴</p>
<p>1.21 臨時産業審議会官制公布施行(商工審議会の事実上の改組)</p> <p>1.21 議会解散</p> <p>2.15 大日本紡績連合会、操業短縮実施</p> <p>2.20 第17回衆議院議員総選挙</p> <p>3. 3 生糸相場暴落、市場恐慌状態に陥る</p> <p>3.25 昭和5年度実行予算閣議決定</p> <p>4.10 経済審議会廃止</p> <p>4.26 失業防止委員会官制公布施行</p> <p>5.17 輸出補償法公布(8月1日施行)</p>	<p>1. 3 第2回ドイツ賠償問題本会議、ハーグで開催(20日、ヤング案を採択して閉会)</p> <p>1.14 ドイツ、公定歩合引下げ、7→6.5%(2月5日6%、3月8日5.5%、25日5%、5月20日4.5%、6月21日4%、10月9日5%)</p> <p>1.21 ロンドン軍縮会議開催(4月22日、海軍軍縮条約に調印)</p> <p>2. 6 英国、公定歩合引下げ、5→4.5%(3月6日4%、20日3.5%、5月1日3%)</p> <p>2. 7 米国、公定歩合引下げ、4.5→4%(3月14日3.5%、5月2日3%、6月20日2.5%、12月24日2%)</p> <p>3.24 ジュネーブ国際経済会議において関税休戦協定成立(日本は調印不参加)</p> <p>4. 4 インド、綿業保護関税法成立</p> <p>5.16 中国、金輸出禁止ならびに銀輸入禁止、</p>	<p>雄幸</p>	<p>準之助</p>	<p>久徴</p>

年号	日本銀行	金融一般
昭和5年 (1930年)	<p>座預金勘定開設</p> <p>5.21 兌換銀行券(丙)十円券を発行</p> <p>6. 1 鹿児島国庫事務取扱所を熊本支店鹿児島派出所と改称</p> <p>6.25 横浜正金銀行に対し、外貨買入資金として特別融通(1400万円)を決定</p> <p>6.28 日本銀行主催シンジケート銀行時局懇談会を開催(蔵相臨席)</p> <p>7.30 国際決済銀行へ預金口座を開設、預入開始</p> <p>7.31 総裁、横浜正金銀行の為替統制売りに関する覚書を提出(即日承認)</p> <p>8. 1 蔵相・日本銀行正副総裁・横浜正金銀行正副頭取、為替統制売りの細目を協議</p> <p>10. 7 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合1厘引下げ、1銭4厘)</p> <p>10.20 十五銀行に対する川崎造船所の造艦代金請求債権を担保とする特別融通を決定</p> <p>10.28 横浜正金銀行に対し、同行の統制売りを為替金の範囲内で特別融通を行うことを決定</p> <p>11.13 佐久銀行に対し、信濃銀行休業に伴う支払準備資金として特別融通を実施</p> <p>11.22 日本興業銀行に対し、貸出原資として特別融通を決定</p> <p>12. 3 東京商工会議所、日本銀行に発券制度改正要領の建議を提出</p> <p>12. 一 各地銀行動揺に伴う支払準備ならびに年末資金対策として、武州・上州・日本昼夜・蘇原・大分合同・駿河・北陸企業等の各行に対し特別融通を実施</p>	<p>付米貨公債発行規程各公布施行(日露戦争時の外債借換えのため発行、12日ニューヨークで、13日ロンドンで売出し)</p> <p>5.17 製鉄所特別会計が預金部または日本銀行の横浜正金・日本興業両行に対する債権を譲受けることに関する法律公布(6月1日施行)</p> <p>5.27 第1回貯蓄銀行大会開催、郵便貯金金利引下げの要望を決議</p> <p>7.31 横浜正金銀行、為替統制売りを開始</p> <p>9.26 横浜正金銀行、金解禁後初の金現送を実施</p> <p>9. 一 東京市内有力銀行の営業部長・支店長級により水曜会を結成</p> <p>10. 1 郵便貯金金利引下げ(4.8%→4.2%)</p> <p>10. 4 郡山合同銀行休業(年末にかけて地方銀行の破たんが相次ぐ)</p> <p>10. 4 日本興業銀行、特別産業資金貸出(産業救済融資)の具体的方針を発表</p> <p>10. 7 生命保険会社共同出資により生保証券株式会社(有価証券共同購入機関)を設立</p> <p>10.15 日本商工会議所、金輸出再禁止や平価切下げに反対する声明を発表</p> <p>10. 一 日本興業・日本勧業その他主要銀行や信託会社による融資連盟、大手事業会社に対する救済融資を実施</p> <p>11. 一 預金部、日本興業銀行の貸出支援のため興業債券1500万円を引受け</p> <p>12. 5 大蔵省証券入札発行規程公布施行</p> <p>12.21 第一合同・山陽両行合併し中国銀行を新立</p> <p>12.23 金融制度調査会、不動産金融改善・貯蓄銀行制度・無尽業に関する答申を決定</p>

昭和5年
(1930年)

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>6.26 万国郵便条約批准公布(7月1日施行)</p> <p>6.一 機業地各地の操短・休業相次ぎ、セメント・肥料・鉄鋼等も高率操短実施</p> <p>7.5 商工審議会廃止</p> <p>7.10 生糸暴落、明治29年来の新安値</p> <p>7.18 政府、さらに歳出の節約・繰延べの方針を閣議決定</p> <p>10.1 第3回国勢調査(失業者調査も)実施</p> <p>10.2 米価暴落し期米市場混乱、東京米穀・大阪堂島取引所は3日以降立会停止(6日再開)</p> <p>10.30 米・粳輸入関税引上令公布(11月20日施行)</p> <p>11.14 浜口首相、東京駅頭でそ撃され重傷を負う</p> <p>11.26 伊豆地方大地震</p> <p>11.28 政府、年度末賞与や委員会手当の削減、昇給・出張・物品購入の抑制等を決定</p>	<p>上海対英為替暴落</p> <p>5.17 国際決済銀行(BIS)開業</p> <p>6.17 フーバー米国大統領、スムート・ホウリー関税法に署名(輸入関税引上げ)</p> <p>7.一 インド、外国品不買運動激化</p> <p>10.5 アテネで第1回バルカン会議開催</p> <p>11.12 英国、第1回英印円卓会議開催</p> <p>12.17 ロンドン銀塊相場、有史以来の安値を記録</p>	<p>浜口雄幸</p>	<p>井上準之助</p>	<p>(第十二代) 土方久徴</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和6年 (1931年)	<p data-bbox="279 1112 746 1199">6. 2 第十九・六十三両行に対する製糸資金特別融通を決定(25日、有信銀行に対しても認める)</p> <p data-bbox="279 1402 735 1460">7. 1 重役の俸給を官吏減俸に応じ減額実施 7.21 兌換銀行券(乙)二十円券を発行</p>	<p data-bbox="777 307 1122 334">1.17 大蔵省証券入札発行を開始</p> <p data-bbox="777 343 1249 401">2. 6 地方銀行中65行参集し、銀行法による無資格銀行の整理期間延長を決議</p> <p data-bbox="777 411 1236 438">3.26 糸価安定融資補償審議会官制公布施行</p> <p data-bbox="777 448 1163 475">3.30 抵当証券法公布(8月1日施行)</p> <p data-bbox="777 484 1249 591">3.30 日本勸業銀行法中改正・農工銀行法中改正・北海道拓殖銀行法中改正の3法律公布(いずれも8月1日施行、不動産金融業務の範囲拡大)</p> <p data-bbox="777 600 1249 658">3.31 米穀需給特別会計法中改正法律公布施行(米穀証券の借換発行を認める)</p> <p data-bbox="777 668 1249 726">4. 1 無尽業法中改正法律公布(7月1日施行、全面改正)</p> <p data-bbox="777 736 1249 794">4. 1 貯蓄銀行法中改正法律公布(7月1日施行、庶民金融の緩和)</p> <p data-bbox="777 803 1249 861">4. 1 銀行預金協定(東京)金利引下げ(甲、定期4.5%→4.2%)</p> <p data-bbox="777 919 1190 946">5.27 預金部、蚕糸応急資金融通を決定</p>

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総銀行 總裁
<p>3.30 蚕糸業組合法公布(7月15日施行)</p> <p>3.31 地租法公布(4月1日施行)</p> <p>3.- 桜会の一部将校らによるクーデター計画発覚(3月事件)</p> <p>4. 1 重要産業の統制に関する法律公布(8月11日施行、カルテル結成の促進)</p> <p>4. 2 工業組合法公布(7月1日施行)</p> <p>4. 2 労働者災害扶助法公布(7年1月1日施行)</p> <p>4.13 浜口内閣総辞職</p> <p>4.14 第2次若槻内閣成立</p> <p>4.21 全国産業団体連合会設立</p> <p>5.27 高等官官等俸給令中改正、判任官俸給令中改正等官吏減俸に関する一連の勅令公布(いずれも6月1日施行)</p> <p>5.- 繊維の操短・休機拡大</p> <p>6.22 臨時行政財政審議会官制公布施行</p> <p>7.- 天候不順、北海道・東北を中心に凶作見通し強まる</p>	<p>2. 4 ロンドン銀塊相場、さらに崩落</p> <p>4.14 スペイン第2共和国成立</p> <p>5. 8 米国、公定歩合引下げ、2→1.5%(10月9日2.5%、16日3.5%)</p> <p>5.12 オーストリアの銀行、クレジット・アンシュタルト破たん(国際金融恐慌の発端)</p> <p>5.14 英国、公定歩合引下げ、3→2.5%(7月23日3.5%、30日4.5%、9月21日6%)</p> <p>6. 5 ドイツ、賠償支払困難と声明</p> <p>6.13 ドイツ、公定歩合引上げ、5→7%(7月16日10%、8月1日15%、12日10%、9月2日8%、12月10日7%)</p> <p>6.20 フーバー米国大統領、戦債および賠償金の1年間支払猶予を各国に提案</p> <p>6.25 米・英・仏中央銀行と国際決済銀行、ドイツに対し1億ドル相当の短期クレジットを供与</p> <p>7. 8 英国、7時間労働制実施</p> <p>7.13 ドイツの大銀行、ダルムシュタルト・ウント・ナショナルバンク(ダナート銀行)休業、同国政府、金融機関休業の緊急令を發布</p> <p>7.13 英国、マクミラン委員会報告書発表(不況対策・金本位制維持等を勧告)</p> <p>7.17 上海に反日援僑委員会組織される(排日運動再び激化)</p> <p>7.18 ドイツ、事実上の金本位制停止(資本逃避および脱税取締令公布<為替管理導入>)</p> <p>7.20 ドイツ経済救済7か国会議、ロンドン</p>	<p>浜口雄幸</p> <p>4.14</p> <p>若槻礼次郎 (第二次)</p>	<p>井上準之助</p>	<p>(第十二代) 土方久徴</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和6年 (1931年)	<p>8.28 日本興業銀行の資金繰り難に対し特別融通を決定</p> <p>9.25 ロンドン・ニューヨーク両代理店監督役に対し、金輸出再禁止の意思がないことを国際決済銀行その他関係先に連絡するよう打電</p> <p>10. 1 土方総裁、主要銀行首脳に対し、正貨現送は不可避として市中金融を過度に逼迫させることのないよう協力を要請</p> <p>10. 6 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合2厘引上げ、1銭6厘)</p> <p>10.14 蔵相・日本銀行正副総裁・横浜正金銀行頭取、為替統制売り問題・外貨資金不足問題等について協議</p> <p>10.28 横浜正金銀行に対し、正貨現送資金調達を目的として統制売り為替金残高の範囲内において特別融通を行うことを決定</p> <p>11. 2 ドル買筋の円資金調達を困難にするため外貨公債(四分利付仏貨公債を除く)を抵当品・保証品とする扱いを停止</p> <p>11. 5 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合2厘引上げ、1銭8厘)</p> <p>11. 5 制限外発行税率引上げ(年5%→6%)</p> <p>11.10 東北地方銀行動揺に伴い第五十九銀行に対し特別融通を実施(11月・12月中、盛岡・岩手・第九十・七十七の各行に対しても実施)</p> <p>11.17 和歌山県下銀行動揺に伴い紀陽・田辺・野上興業の各行に対し特別融通を承認</p> <p>11.20 地方債引受け過多により資金繰り難となった日本信託銀行に対し特別融通を実施</p> <p>11.27 横浜正金銀行に対し、同行の安田・日本興業両行への貸出担保を再担保として特別融通を承認</p> <p>12. 4 横浜正金銀行に対し、5日の正貨現送を</p>	<p>8. 1 六十三・第十九両行合併し八十二銀行を新立</p> <p>8.24 第一銀行、古河銀行の営業の大部分を買収(一部は東京貯蓄銀行が買収)</p> <p>9.19 日中交戦により一部軍需関連株を除き株価暴落</p> <p>9.21 株式市場、英国の金本位制停止の報も加わり大混乱、東京・大阪・名古屋取引所立会休止(23日再開したが売物殺到し再び26日まで休会)</p> <p>9.21 横浜正金銀行にドル買い殺到し、同行は無制限に売応じることを決定</p> <p>9.25 井上蔵相、金輸出再禁止の意思のない旨言明</p> <p>10. 3 横浜正金銀行、統制売り決済のため正貨現送を開始(12月5日まで計22回3億400万円に上る)</p> <p>10.10 井上蔵相、財界代表者を招集し事態収拾への協力を要請</p> <p>11. 一 金輸出再禁止を求める動き(10日政友会議員総会決議、14日東海5県連合蚕糸委員会決議など)と金本位制擁護の動き(11日日本商工会議所常議員会声明、13日経済研究会決議など)がともに活発化</p> <p>12.11 円相場急落、横浜正金銀行、事実上為替</p>

昭和6年
(1931年)

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>9.18 柳条溝(湖)付近で日中軍事衝突、満州事変はっ発</p> <p>9.19 臨時閣議で満州事変の不拡大方針を決議</p> <p>9.21 綿糸布・生糸等商品相場暴落</p> <p>10.17 青年将校らによるクーデター計画発覚(10月事件)</p> <p>12.11 商品相場急騰</p>	<p>で開催</p> <p>7.25 メキシコ、金本位制停止、銀本位制採用</p> <p>9.3 英国、外国為替制限令公布</p> <p>9.21 英国、金本位制停止(金本位改正法公布施行<金兌換停止>)</p> <p>9.22 デンマーク、金本位制停止(金輸出禁止)</p> <p>9.23 イタリア、金本位維持声明(28日、オランダ・ベルギーも同様声明)</p> <p>9.24 イタリア、外国為替管理実施(中小国の為替管理相次ぐ)</p> <p>9.27 ノルウェー、金本位制停止</p> <p>9.28 スウェーデン、金本位制停止</p> <p>9.29 スイス、金本位制停止</p> <p>10.12 フィンランド、金本位制停止</p> <p>10.13 国際連盟、日中紛争に関する緊急理事会を開催(24日、日本の期限付撤兵を求める案を可決したが、日本の反対により不成立)</p> <p>10.19 カナダ、金本位制停止(金輸出禁止)</p> <p>11.27 中国、瑞金に中国ソビエト臨時政府(瑞金政府、主席毛沢東)樹立</p> <p>12.10 英国、ウェストミンスター憲章制定</p>	<p>若</p> <p>槻</p> <p>札次郎</p> <p>(第二次)</p>	<p>井</p> <p>上</p> <p>準之助</p>	<p>(第十二代)</p> <p>土</p> <p>方</p> <p>久</p> <p>徴</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和6年 (1931年)	<p>もって現送を一時中止するよう指示</p> <p>12.11 井上蔵相、深井日本銀行副総裁・大久保横浜正金銀行副頭取と内閣更迭後に予想される金輸出再禁止後の措置につき協議</p> <p>12.12 横浜正金銀行から為替統制売りの経過および未決済残高の報告を受け政府の承認を得る</p> <p>12.14 日本銀行窓口に兌換請求者殺到</p> <p>12.14 横浜正金銀行の為替統制売り未決済残高(2億600万円)中、当月要決済分5000万円の現送を同行に指示</p> <p>12.17 銀行券の金貨兌換停止に関する勅令公布施行</p> <p>12.18 政府から金地金の売却禁止の通達を受ける</p> <p>12.21 愛知県下銀行動揺に対処し村瀬銀行への特別融通を承認</p> <p>12.一 年末資金繰り難の地方銀行数行に対し特別融通を実施</p>	<p>売却を停止</p> <p>12.12 金輸出再禁止を見越し株価急騰、後場立会休止</p> <p>12.13 金貨幣または金地金の輸出取締りに関する大蔵省令公布施行(金輸出再禁止)</p> <p>12.13 高橋蔵相、為替の騰落を自然の成行きに任せ人為策はとらない旨言明</p> <p>12.14 横浜正金銀行、為替建値の発表を中止</p> <p>12.14 株価暴騰、各市場立会中止(15日~17日休会)</p> <p>12.14 銀行預金協定(東京)金利引上げ(甲、定期4.2%→4.7%)</p> <p>12.21 金を主材料とする製品または金の合金の輸出取締りに関する大蔵省令公布施行</p> <p>12.22 預金部、米穀応急資金・中小商工業者産業資金・北海道東北凶作救済資金融資を決定</p> <p>12.28 産金業者、政府に対し金買上げ価格を為替相場に準拠するよう陳情</p> <p>12.30 政府、横浜正金銀行の統制売り未決済残高処理につき、今後は正貨現送を避け同行をして極力現地調達させる方針を明示</p>
昭和7年 (1932年)	<p>1. 9 横浜正金銀行の為替統制売り未決済残高処理方法に関する内申書を政府に提出</p> <p>1.28 銀行券の金貨兌換停止に関する勅令公布施行(前年12月17日の緊急勅令が未承認のまま議会解散し失効したため)</p>	<p>1.22 政府、横浜正金銀行の為替統制売り未決済残高の一部につき正貨現送を許可(22日・25日各1000万円、26日1900万円)</p> <p>1.25 大阪商工会議所、政府に対し為替相場安定策と公定相場公表を建議(2月4日、東京商工会議所も同様趣旨要望)</p> <p>1.31 満州事件に関する経費支弁のため公債発行に関する勅令公布施行(限度2091万円、その後2月15日に3400万円、3月3日に1500万円を各追加)</p> <p>1.31 七十七銀行設立(旧七十七銀行ほか2行が合併)</p>

昭和6年～昭和7年
(1931年～1932年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
12.11 若槻内閣総辞職 12.13 犬養毅内閣成立	(英連邦成立)	12.13	12.13	(第十二代)
1. 8 桜田門事件おこる 1.18 全国製糸業組合連合会・全国蚕種業組合連合会設立 1.21 議院解散 1.28 上海事変ばっ発 2. 9 井上準之助暗殺される 2.20 第18回衆議院議員総選挙 2.29 国際連盟満州紛争調査団(リットン調査団)来日	1.13 南アフリカ、金本位制維持声明 2. 2 ジュネーブにおいて国際連盟一般軍縮会議開催 2.16 国際連盟理事会、日本に対し上海の戦闘行為中止を警告 2.18 英国、公定歩合引下げ、6→5%(3月10日4%、17日3.5%、4月21日3%、5月21日2.5%、6月30日2%) 2.22 南アフリカ、対日為替ダンピング税賦課 2.26 米国、公定歩合引下げ、3.5→3%(6月24日2.5%) 2.27 米国、連邦準備法の一部改正(国債の	犬 養 毅	高 橋 是 清	土 方 久 徴

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和7年 (1932年)	<p>3. 7 政府の金地金買上並輸出手続に基づく日本銀行の取扱方を定める(取扱店は大阪支店、実際の買上げ開始は15日)</p> <p>3.12 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合2厘引下げ、1銭6厘)</p> <p>3.12 制限外発行税率引下げ(年6%→5%)</p> <p>3.14 大蔵省証券の売行き低下のため、日本銀行引受け同証券の買戻し予約つき売出しを復活(商業手形割引歩合を適用)</p> <p>3.17 満州事件費にかかる対政府一時貸付を実行(勅令分1500万円、31日にも法律分700万円を実行)</p> <p>3.一 中京地方の銀行動揺に対処し明治・愛知・名古屋3行ほか地方銀行への特別融通を実施</p> <p>4.26 融通期間30日以内の国債担保貸出につき高率適用を免除(高率適用の緩和)</p> <p>5.16 特別金融制度調査会、兌換券発行制度の改正・日本銀行納付金制度の採用・日本銀行参与会の設置案を決定</p> <p>6. 8 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合2厘引下げ、1銭4厘)</p> <p>6.18 兌換銀行券条例中改正法律公布(7月1日施行、保証発行限度を1.2億円から10億円に拡張するとともに、限外発行が15日を超えて継続する場合は3%の限外発行税を課すこととする)</p> <p>6.18 日本銀行納付金法公布(昭和7年度後事業年度分から施行、日本銀行納税に関する法律を廃止)</p> <p>6.18 日本銀行参与会法公布(7月1日施行)</p> <p>6.29 日本銀行国庫金取扱規程中改正公布(政府当座預金に対する付利廃止)</p> <p>6.一 製糸業救済のため八十二銀行に対し春繭資金特別融通を実施(夏秋繭についても実施)</p> <p>7. 1 日本銀行参与任命</p>	<p>3. 1 村瀬銀行休業(中京地方銀行動揺、4日明治銀行休業)</p> <p>3. 4 政府、金地金買上並輸出手続を制定</p> <p>3. 7 政府、金地金買上相場を1匁7円25銭と定める(以後6月25日までは1週間ごとに更改)</p> <p>3.16 満州事件費にかかる五分利公債発行</p> <p>3.18 大蔵省証券の入札発行停止(日本銀行または預金部引受けとする)</p> <p>3.25 満州事件に関する経費支弁のため公債発行に関する法律公布施行(勅令によるもののほか6750万円を追加、この後も14年3月までしばしば限度拡大)</p> <p>4. 4 政府買上げ金地金の米国向け現送を開始</p> <p>5. 2 岩手殖産銀行設立(県内破たん銀行整理のため新設、19日開業)</p> <p>5. 3 大蔵省、金融制度調査会を廃止し特別金融制度調査会を設置</p> <p>5.16 5・15事件により株式取引所立会体休止(18日再開)</p> <p>5.18 日本商工会議所、発券制度の改正等金融問題について政府・日本銀行へ建議</p> <p>5.25 大蔵省、地方長官に対し地方金融界安定のための預金部資金による不動産金融資金融通につき通達</p> <p>6.18 昭和7年度一般会計歳出の財源に充てるため公債発行に関する法律公布施行(いわゆる「赤字国債」の発行)</p> <p>6.18 国債償還資金の繰入一部停止に関する法律公布(昭和7年度から施行)</p> <p>7. 1 資本逃避防止法および同法関連の大蔵省</p>

昭和7年
(1932年)

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>3. 5 団琢磨暗殺される</p> <p>3.14 昭和7年度は前年度予算を施行する勅令公布</p> <p>3.14 日本中央蚕糸会設立</p> <p>4.19 東京・東邦・大同・日本・宇治川の5大電力会社、電力連盟を結成</p> <p>5. 5 上海停戦協定調印</p> <p>5.15 海軍青年将校ら、首相官邸その他を襲撃、犬養首相射殺される(5・15事件)</p> <p>5.16 米穀・生糸・三品取引所等、一部を除き立会休止</p> <p>5.16 犬養内閣総辞職</p> <p>5.26 斎藤実内閣成立</p> <p>6.16 関税定率法改正公布施行(小麦・銃鉄・木材などの輸入税率引上げ)</p> <p>6.18 昭和7年度追加予算公布(しだいに財政膨張の方向が明確化、歳入にはじめて日本銀行納付金が計上される)</p>	<p>発券担保繰入れ・連銀貸出の適格担保の範囲拡大)</p> <p>2.27 英国、保護関税法成立(自由貿易廃止)</p> <p>3. 1 満州国、建国宣言を發表</p> <p>3. 2 英国、為替制限令撤廃を發表</p> <p>3. 9 ドイツ、公定歩合引下げ、7→6%(4月9日5.5%、28日5%、9月22日4%)</p> <p>3.21 フランス、日本製品に対し一律15%の従価付加税賦課を發表</p> <p>6.11 満州国、満州中央銀行法・同組織弁法・貨幣法を制定</p> <p>7. 1 満州中央銀行開業</p>	<p>犬養毅</p>	<p>高橋是清</p>	<p>(第十二代) 土方久徴</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和7年 (1932年)	<p>7. 1 資本逃避防止法に基づく事務取扱開始</p> <p>8.18 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合2厘引下げ、1銭2厘)</p> <p>8.20 臨時株主総会、6月18日の日本銀行関係諸法公布に伴う定款変更を可決(26日許可)</p> <p>10.27 本日以降発行の大蔵省証券は全額日本銀行引受となる(本日分、第12回、額面500万円)</p> <p>11. 1 松山支店開設</p> <p>11.25 長期国債の日本銀行引受発行開始(四分半利国庫債券、2億円)</p> <p>11.25 土方総裁、為替の思惑取引に対しては相当の措置を講じる要があると言明</p> <p>12. 一 日本銀行引受け国債の対市中売却開始</p>	<p>令公布施行</p> <p>7. 1 国債の価額計算に関する法律公布施行</p> <p>7. 1 糸価安定融資担保生糸買取法・糸価安定融資損失善後処理法各公布施行</p> <p>7. 1 横浜正金銀行、為替相場建値発表を再開(27ドル1/4)</p> <p>7. 8 大蔵省に資本逃避防止委員会を設置</p> <p>7. 8 日向興業銀行設立(休業中の日向中央・宮崎両行整理のため新設、8月2日開業)</p> <p>7.15 手形法公布(9年1月1日施行)</p> <p>8.22 預金部、政府損失補償による不動産金融・政府補償産業組合金融流通資金・中小商工業者産業資金の融通を決定</p> <p>8.22 銀行預金協定(東京)金利引下げ(甲、定期4.7%→4.2%)</p> <p>9. 6 不動産融資及損失補償法公布(10月1日施行)</p> <p>9. 7 金銭債務臨時調停法公布(10月1日施行)</p> <p>9. 7 産業組合法改正・産業組合中央金庫法中改正・産業組合中央金庫特別融通及損失補償法各公布(いずれも10月1日施行)</p> <p>9.12 群馬県金融株式会社設立(10月5日群馬大同銀行と商号変更、11月21日群馬・上州両行を合併のうえ開業、現群馬銀行)</p> <p>10. 1 郵便貯金金利引下げ(4.2%→3%)</p> <p>11.22 政府、主要外国為替銀行に対し、24日以降毎日の為替取引の内容を翌日中に日本銀行経由報告するよう指示</p> <p>11.25 四分半利国庫債券い号発行</p> <p>12.15 外貨評価委員会官制公布施行</p> <p>12.31 銀行法に基づく無資格銀行の整理期間満了</p>
昭和8年 (1933年)	<p>2. 1 借換米穀証券の日本銀行引受け発行はじまる</p> <p>3. 7 米国の金輸出禁止措置に伴い産金買上げを一時中止(19日まで)</p>	<p>1. 1 藤本ビルブローカー銀行、銀行業を廃止し藤本ビルブローカー証券として再発足</p> <p>2.15 国際問題の成行き不安から株式・国債は全面安、株式取引所後場休会</p> <p>2. 一 生保証券解散</p> <p>3. 6 米国の金融恐慌のため為替市場休止、株式取引所も休会(8日再開、ただし対米為替は14日再開、対米建値は対英相場を基準に設定)</p> <p>3.15 昭和8年度一般会計歳出の財源に充てる</p>

昭和7年～昭和8年
(1932年～1933年)

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>9. 6 商業組合法公布(10月1日施行) 9. 7 製糸業法公布(10月20日施行) 9. 15 日満議定書調印(満州国承認)</p> <p>10. 1 国際連盟リットン調査団、報告書を日中両国に通達(政府、2日公表)</p> <p>11. 8 米穀統制調査会官制公布施行</p> <p>12. 28 日本学術振興会創立</p>	<p>7. 9 ローザンヌ賠償協定調印(ドイツの賠償金を30億マルクに切下げ) 7. 15 国際連盟、オーストリアに対し借款供与を決定(3億シリング) 7. 21 英帝国経済会議、オタワで開催(8月20日、英連邦内の特惠関税制採用、ブロック経済形成化の起点といわれる)</p> <p>11. 16 満州国、建国公債条例公布(3000万円を日本で募集)</p> <p>12. 28 南アフリカ、金本位制停止</p>	<p>齋藤</p> <p>高橋</p> <p>是清</p> <p>実</p>	<p>高橋</p> <p>是清</p>	<p>(第十二代)</p> <p>土方久徵</p>
<p>1. 1 日本軍、山海関で中国軍と衝突</p> <p>2. 22 日本軍、熱河作戦開始</p> <p>3. 27 国際連盟脱退の詔書発布</p> <p>3. 29 米穀統制法公布(11月1日施行、米穀法廃止)</p>	<p>1. 30 ドイツ、ヒトラーが政権を獲得</p> <p>2. 24 国際連盟、対日勧告(満州撤兵)を可決、日本代表退場</p> <p>3. 2 米国、全国の株式・商品取引所休場(年初来の金融恐慌が全米に拡大)</p> <p>3. 3 米国、公定歩合引上げ、2.5→3.5%(4月7日3%、5月26日2.5%、10月20日2%)</p>			

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和8年 (1933年)	<p>5. 1 外国為替管理法に基づく事務取扱い開始</p> <p>6. 12 金買入価格算出基準審議のため一時産金買入れを中止(22日まで、結局改定は見送り)</p> <p>6. 13 八十二銀行に対する春蘭資金特別融通を承認</p> <p>7. 3 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合2厘引下げ、1銭)</p> <p>8. 30 横浜正金銀行に対し、糸価安定融資補償</p>	<p>ため公債発行に関する法律公布施行</p> <p>3. 15 日本興業銀行法中改正法律公布施行(中小企業への融資制限撤廃)</p> <p>3. 15 保険業法中改正法律公布(6月20日施行、生命保険会社の合併を容易にする)</p> <p>3. 28 政府買上金地金の米国向け第8回現送を実施(以後米国経済界動揺のため一時中止)</p> <p>3. 29 外国為替管理法公布(5月1日施行、資本逃避防止法廃止)</p> <p>3. 29 農業動産信用法公布(12月1日施行)</p> <p>3. 29 農村負債整理組合法公布(8月1日施行)</p> <p>3. 29 漁業法中改正法律公布(9年8月1日施行、漁業組合・同連合会の信用事業を認める)</p> <p>3. 29 南満州鉄道株式会社の株式引受に関する法律公布施行</p> <p>4. 1 担保付社債信託法中改正法律公布(5月20日施行、漁業財団抵当・自動車交通事業抵当の追加、オープン・エンド・モーゲージの採用)</p> <p>4. 1 通信事業特別会計法公布(昭和9年度から施行、電話事業公債法・電信事業公債法を廃止)</p> <p>4. 20 横浜正金銀行、基準相場を米ドル建てから英ポンド建てに変更</p> <p>4. 26 外国為替管理法に基く命令の件・外国為替管理法に関する施行手続の大蔵省令公布(いずれも5月1日施行、金貨幣または金地金の輸出取締り・金製品または金の合金の輸出取締りの大蔵省令廃止)</p> <p>4. 一 生命保険会社各社(有志)、共同投資団を結成</p> <p>5. 25 外国為替管理委員会・外貨評価委員会の両官制公布施行(前年12月公布勅令の外貨評価委員会は廃止)</p> <p>6. 24 日本経済連盟会、金融制度改善に関する意見書を発表</p> <p>7. 1 銀行預金協定(東京)金利引下げ(甲、定期4.2%→3.7%)</p> <p>7. 29 小切手法公布(9年1月1日施行)</p> <p>8. 一 政府、銀行合同の新方針を打出す(預金</p>

昭和 8 年
(1933 年)

政治・経済等	海 外	首 相	大 蔵 大 臣	日 本 銀 行 裁
<p>4. 6 日本製鉄株式会社法公布(9月25日施行)</p> <p>5. 31 日中塘沽停戦協定成立</p> <p>7. 11 神兵隊事件(クーデター計画の発覚)</p> <p>7. 31 市町村負債整理委員会令公布(8月1日施行)</p>	<p>3. 6 ルーズベルト米国大統領、全米の銀行休業・金輸出禁止を布告するとともに新対策を樹立するため議会を召集</p> <p>3. 7 オランダ、金本位維持声明</p> <p>3. 9 米国、緊急銀行法成立(3月6日の大統領布告を法制化)</p> <p>3. 23 ドイツ、ヒトラーの独裁権確立</p> <p>4. 10 英国、日本に対し日印通商条約破棄を通告</p> <p>4. 19 米国、金本位制停止(金輸出禁止)</p> <p>6. 5 米国、金約款廃止法成立(金本位制完全離脱)</p> <p>6. 12 ロンドン国際経済会議開催(世界不況打開を目的に66か国参集するも格別の成果なく、7月27日休会となる)</p> <p>6. 16 米国、1933年銀行法(通称「グラス・ステューガル法」)成立(連邦準備局の権限拡大・連邦預金保険会社の設立・銀行証券兼業の禁止等)</p> <p>7. 8 ヨーロッパ金本位ブロック国、為替プール設置</p> <p>7. 20 ギリシャ、対日輸入制限実施を通告</p>	<p>齋 藤 実</p>	<p>高 橋 是 清</p>	<p>(第十二代)</p> <p>土 方 久 徴</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和8年 (1933年)	<p>法および糸価安定融資損失善後措置法により同行へ交付された公債を担保とする特別融通を承認</p> <p>9.18 横浜正金銀行に対する外国為替貸付金の代用担保として大連振出ロンドン・ニューヨーク向け輸出手形を認める</p> <p>9.22 横浜正金銀行に対し、正規担保外の外国公債を担保とする特別融通を承認</p>	<p>者保護から地方金融統制確立へ)</p> <p>9. 1 貨幣法中改正法律公布施行(ニッケル貨の導入、規格のメートル法表示)</p> <p>9. 4 国債の券面利率引下げ(年4.5%→4%、四分利国庫債券い号発行)</p> <p>9. 7 政府買上金地金の現送を再開(ロンドン向け、21日にも実施したが以後打ち切り)</p> <p>9.27 糸価安定融資補償審査会廃止</p> <p>10. 1 八幡・百三十三両行合併し滋賀銀行を新立</p> <p>11.22 金地金買入価格算定の基礎を対米為替相場から対英為替相場に変更</p> <p>12. 2 日向興業銀行、延岡銀行を合併(宮崎県内の普通銀行、事実上1行化<休業中の宮崎・日向中央両行は11年3月、12年2月に各解散>)</p> <p>12. 9 三十四・鴻池・山口の3行合併し三和銀行を新立</p> <p>12.20 手形法による手形交換所を指定(全国44か所)</p> <p>12.26 手形および小切手に関する国際統一規定(条約)公布</p>
昭和9年 (1934年)	<p>3.29 日本銀行特別融通及損失補償法中改正法律公布施行(交付国債利率を5%から4%に引下げ)</p>	<p>3. 5 横浜正金銀行の為替統制売り処理問題に関する会計検査院の指摘に対し、政府が議会で弁明書を提出(議会紛糾)</p> <p>3.20 昭和9年度一般会計歳出の財源に充てるため公債発行に関する法律公布施行</p> <p>3.20 満州事件に関する一時賜金として交付する公債発行に関する法律公布施行</p> <p>3.28 地方鉄道法又は軌道法により交付する国債に関する法律公布施行</p>

昭和8年～昭和9年
(1933年～1934年)

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>9.25 日・印間の通商関係調整のためインド・シムラで会商開催</p> <p>9.27 輸出生糸販売統制調査会官制公布施行</p> <p>10.13 米穀の輸入を許可制とする</p> <p>10.23 米穀統制委員会設置(米穀委員会廃止)</p> <p>12.27 内閣に農村負担調査会設置</p>	<p>9.19 米国、日本製白熱電球・ゴム靴などにダンピング法を適用</p> <p>9.23 ドイツ、報復関税令実施</p> <p>10.14 ドイツ、国際連盟脱退を声明(19日通告)</p> <p>10.26 米国、国内におけるドルの金に対する価値を統制するため米国復興金融会社をして内外の金買上げを行う大統領令を公布</p> <p>11.9 満州国、銀行法公布</p> <p>11.17 米国、ソビエト連邦を承認</p> <p>11.17 ドイツ、日本製品輸入制限実施</p>	<p>斎藤</p>	<p>高橋</p>	<p>(第十二代) 土方久徴</p>
<p>1.5 シムラ会商、日印新通商協定合意</p> <p>2.1 日本中央蚕糸会、輸出生糸の30%出荷制限を決議(9月末まで)</p> <p>3.27 不正競争防止法公布(10年1月1日施行)</p> <p>3.28 石油業法公布(7月1日施行)</p> <p>3.29 輸出組合法中改正法律公布(6月1日施行、ダンピング防止・輸出統制の強化)</p>	<p>1.2 米国、預金保険制度実施</p> <p>1.30 米国、金準備法成立</p> <p>1.31 米国、平価切下げ発表(2月1日実施、ドル平価を40.94%切下げ、金価格1オンス20ドル67セントを35ドルへ)</p> <p>2.2 米国、公定歩合引下げ、2→1.5%</p> <p>2.14 日英民間会商、ロンドンで開催(3月14日交渉決裂)</p> <p>2.15 ワシントン輸出入銀行設立</p> <p>3.1 満州国、帝政実施</p> <p>3.3 英ソ通商条約調印</p>	<p>実</p>	<p>清</p>	<p>徴</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和9年 (1934年)	<p>4.7 日本銀行金買入法・日本銀行金買入規則各公布施行</p> <p>4.11 金買入価格を純金1グラムにつき2円95銭と決定</p> <p>4.28 取引先保有の借換米穀証券を商業手形割引歩合をもって買戻しに應じることを決定</p> <p>5.3 大蔵大臣から、日本銀行金買入法施行以前に政府が買上げ、政府別口預金として保有の金地金(3465万円)を日本銀行に移管し本法に準じて保有するよう令達される</p> <p>12.19 横浜正金銀行に対し、英貨預金証書を担保とする特別融通を承認(10年1月にも実施)</p>	<p>4.29 阿波商業銀行、二木銀行を買収(徳島県内の普通銀行1行化)</p> <p>5.16 預金部、救農・農村振興・中小商工業資金等の融資を決定</p> <p>6.1 六十八・吉野・八木・御所の4行合併し南都銀行を新立(奈良県内の普通銀行1行化)</p> <p>6.25 東京銀行預金金利協定銀行中の乙種適用銀行、協定金利の範囲内で新しく実行金利を定める(乙種金利の実質的引下げ、大阪・京都等各地協定銀行もこれに追随)</p> <p>7.10 政府、財政収支の均衡回復・公債漸減・時局匡救費の打切り等を決定</p> <p>10.22 横浜正金銀行、対英相場建値を1シリング2ペンス1/16から1シリング2ペンスに引下げ(以後14年10月、わが国為替が再びドル基準に戻るまでこの相場を維持)</p> <p>10.24 全国市街地信用組合協会(第2次)設立</p> <p>11.15 東京株式取引所、市場安定融資要綱を決定(月初来の相場崩落対策)</p>
昭和10年 (1935年)	<p>1.11 金買入価格を1グラム3円9銭に改定</p> <p>2.7 横浜正金銀行に対する英貨預金証書担保特別融通に代えて同行ニューヨーク・ロンドン支店保有の本邦外債を担保とする特別融通を実施</p> <p>3.26 日本銀行金買入法中改正法律公布(実際の買入価格と貨幣法による評価額との差額についての政府補填限度を1億円から2億円</p>	<p>3.23 朝鮮銀行法中改正・台湾銀行法中改正の2法律公布(いずれも4月1日施行)</p> <p>3.27 昭和10年度一般会計歳出の財源に充てる</p>

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>4.7 貿易調節及通商擁護に関する法律公布(5月1日施行)</p> <p>4.9 輸出生系取引法公布</p> <p>4.18 帝人事件おこる</p> <p>6.3 日蘭会商、バタビアで交渉開始(年内決着つかず)</p> <p>7.3 斎藤内閣総辞職</p> <p>7.8 岡田啓介内閣成立</p> <p>7.12 日印新通商条約調印</p> <p>8.1 レコード検閲制度実施</p> <p>9.1 米穀対策調査会設置(米穀統制調査会廃止)</p> <p>9.20 国際電話通話規則制定(27日施行)</p> <p>9.21 関西地方風水害(室戸台風)</p> <p>11.20 皇道派青年将校らのクーデター計画発覚(11月事件)</p> <p>12.22 国語審議会設置</p> <p>12.29 ワシントン条約(海軍軍縮条約)破棄を米国に通告</p>	<p>4.19 英国商業会議所連合会、日本品進出阻止を決議</p> <p>6.9 米国、証券取引法成立</p> <p>6.12 米国、互惠通商法成立</p> <p>6.14 ライヒスバンク、7月1日から6か月間外債のトランスファー・モラトリアムを宣言</p> <p>6.19 米国、銀買上法成立</p> <p>6.27 英仏通商条約調印</p> <p>6.28 米国、銀輸出禁止</p> <p>7.2 米国、証券取引委員会設立</p> <p>8.10 ドイツ、物価統制令公布</p> <p>9.25 ジュネーブで金本位維持申合せ(フランス・イタリア・オランダ・ベルギー・スイス・ルクセンブルグの6か国)</p> <p>11.12 米国、為替制限を大幅緩和</p>	<p>斎藤</p> <p>実</p> <p>7.8</p> <p>岡田啓介</p>	<p>高橋</p> <p>是清</p> <p>7.8</p> <p>藤井真信</p> <p>11.27</p> <p>高橋是清</p>	<p>(第十二代)</p> <p>土方久徴</p>
<p>2.18 貴族院議員菊地武夫、美濃部達吉の天皇機関説を攻撃</p> <p>3.2 日蘭会商決裂</p> <p>3.20 貴族院、政教刷新決議案を可決(23日、衆議院も国体明徴決議案を可決)</p>	<p>2.18 米国最高裁判所、金約款無効を判決</p> <p>3.11 カナダ中央銀行開業</p> <p>3.16 ドイツ、再軍備宣言</p> <p>3.23 満州国、ソ連からの北満鉄道譲受け調</p>			

年号	日本銀行	金融一般
昭和10年 (1935年)	<p>に引上げ)</p> <p>3.30 日本銀行納付金法中改正法律公布(昭和10年前事業年度から適用、臨時利得税を納付金計算上損金とする)</p> <p>6.4 土方総裁辞任、第13代総裁に深井英五が就任</p> <p>8.20 国債局を復活(営業局から分離)</p> <p>8.20 審査・考査・検査・特別融通整理の各部主事を部長と改称</p> <p>8.30 特別融通の回収整理促進方針を支店に通達</p> <p>8.30 カナダ銀行の申し出によりコルレスポネダンス約定締結</p> <p>10.18 取引先から売戻約款付きで国債買入れを行うことを決定(取引先の国債保有著増に対処)</p>	<p>ため公債発行に関する法律公布施行</p> <p>5.18 全国公社債協会設立</p> <p>6.25 高橋蔵相、昭和11年度予算編成方針に関し公債漸減の方針を声明(7月26日再度声明)</p> <p>7.30 常磐・五十兩行合併し常陽銀行を新立</p> <p>11.4 政府、満州国の国幣価値安定および幣制統一に協力する旨声明(円リンク・日満等価)</p> <p>12.6 朝鮮銀行、満州中央銀行との間に満州国内における朝鮮銀行券の撤収その他業務の統制に関し協定調印</p> <p>12.21 関東州における小洋銀通用禁止勅令公布施行</p>
昭和11年 (1936年)	<p>2.26 東京市中銀行、2・26事件発生により手元準備を積増し(日本銀行貸出急増)</p> <p>2.26 十五銀行に対し、支払準備資金を特別融通(同行は昭和2年恐慌後、日本銀行と預</p>	<p>2.26 東京手形交換所および各取引所、2・26事件のため臨時休業(手形交換所は27日いったん開いたが交通規制等により28・29日は再休止、週あけの3月2日平常に復す。</p>

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>3.30 臨時利得税法公布(4月1日施行)</p> <p>4.6 倉庫業法公布(10月1日施行)</p> <p>5.11 内閣審議会官制・内閣調査会官制各公布施行</p> <p>7.15 日満経済共同委員会設置に関する協定調印</p> <p>7.20 貿易調節及貿易擁護法をカナダに適用</p> <p>10.1 第4回国勢調査実施</p> <p>12.26 日加通商協定成立</p>	<p>印</p> <p>3.31 ベルギー、金本位制停止(金兌換停止、平価28%切下げ)</p> <p>4.1 インド準備銀行開業</p> <p>4.7 オランダ・スイス・フランス中央銀行総裁、バーゼルに会合し金本位制維持を声明</p> <p>5.14 イタリア、銀輸出禁止</p> <p>5.20 米国、銀輸入禁止</p> <p>5.30 満州国、現大洋(中国銀元)建取引取締令公布</p> <p>6.3 米独通商航海条約調印</p> <p>7.13 米ソ通商協定調印</p> <p>7.25 モスクワで第7回コミンテルン大会開催</p> <p>8.1 中共、抗日救国統一戦線を提唱(8・1宣言)</p> <p>8.23 米国、1935年銀行法成立(連邦準備局を連邦準備制度理事会に改組、預金保険制度の改正等)</p> <p>10.3 イタリア、エチオピアに宣戦布告</p> <p>11.3 中国国民政府、銀の国有・法定通貨紙幣の制定等を布告(幣制改革)</p> <p>11.25 中国、冀東防共自治委員会成立(日本軍によるかいらい政権)</p> <p>11.30 満州国、為替管理法公布</p> <p>12.9 ロンドン海軍軍縮会議開会</p>	岡田啓介	高橋是清	<p>(第十二代) 土方久徴</p> <p>6.4</p> <p>(第十三代) 深井英五</p>
<p>1.15 ロンドン海軍軍縮会議決裂し日本脱退を通告</p> <p>1.21 議会解散</p> <p>2.20 第19回衆議院議員総選挙</p> <p>2.26 皇道派青年将校らに率いられた一隊、政府高官官邸を襲撃、斎藤内大臣・高橋蔵相らを殺害し各所を占拠(2・26事件、</p>				

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和11年 (1936年)	<p>金取引のみとなったため)</p> <p>2.27 藤本ビルブローカー・兵庫県農工銀行に 対し、特別融通を実施</p> <p>4. 2 日本銀行保有国債の市中売却を一時中止</p> <p>4. 7 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合1厘 引下げ、9厘)</p> <p>5. 6 金買入価格を1グラム3円50銭に改定</p> <p>5.26 日本銀行特別融通及損失補償法中改正 法律公布(融通期限10年を20年に延長)</p> <p>6. 9 田中鉄三郎理事辞任(任期满了)し、満州 中央銀行総裁に就任</p> <p>9.28 産業組合中央金庫に対し、国債担保によ る特別融通を実施(系統預金不振による資 金繰り難に対処)</p>	<p>株式取引所は3月10日再開)</p> <p>3. 9 馬場蔵相、①公債漸減主義の放棄②増税 ③低金利政策を新財政方針とする旨述べる</p> <p>3.14 蔵相、日本銀行総裁をはじめ金融界首脳 を招集して新政策への協力を要請</p> <p>4. 9 国債の券面利率引下げに関する大蔵省 令公布施行(4%→3.5%)</p> <p>4.10 銀行預金協定(東京)金利引下げ(甲、定 期3.7%→3.3%)</p> <p>4.15 内務省、地方長官あてに地方債の低利書 換えを督励</p> <p>5. 1 三分半利国庫債券い号発行</p> <p>5.13 馬場蔵相、衆議院予算委員分科会におい て普通銀行は1県1行あるいは2行が適当と 述べる(1県1行主義)</p> <p>5.26 昭和11年度一般会計歳出の財源に充て るため公債発行に関する法律公布施行</p> <p>5.27 商工組合中央金庫法公布(6月20日施行)</p> <p>8. 6 日本商工会議所、画一的銀行合同政策に 反対を決議</p> <p>9.22 関東州等における横浜正金銀行券発行 禁止勅令公布(10月1日施行)</p> <p>9.24 商工債券令公布施行</p> <p>9.25 全国地方銀行協会設立</p> <p>10. 1 日本勸業銀行、東京府農工銀行を合併 (第3次勸農合併はじまる)</p> <p>11.11 川崎第百銀行、第百銀行と改称</p> <p>11.27 大蔵省、特別金融制度調査会を廃止し、 金融評議会の設置を決定</p> <p>11. 一 政府、国債の価格維持のため、預金部資 金による市場買出動を開始</p>

昭和 11 年
(1936 年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
29日鎮定) 2.26 後藤文夫を臨時首相代理に任命、内閣総辞職 2.27 東京市に戒嚴令適用を公布(7月17日解除公布) 3. 9 広田弘毅内閣成立 3.17 政府、新政綱を声明		岡田啓介	2.27 町田忠治	
5. 5 内閣審議会廃止 5.18 陸海軍大臣および次官を現役武官とする勅令公布 5.28 米穀自治管理法公布(9月20日施行) 5.28 重要輸出品取締法公布(10月15日施行) 5.29 重要肥料業統制法公布(11月15日施行) 5.29 自動車製造事業法公布(7月11日施行) 6. 3 台湾拓殖株式会社法公布施行 6. 3 退職積立金及び退職手当法公布(12年1月1日施行) 6.25 貿易調節及通商擁護法をオーストラリアに適用		3.9	3.9	(第十三代)
8.25 政府、7大国策(国防充実・税制整理・産業振興等)を発表	7.17 スペイン、内乱はじまる 9.26 フランス、平価切下げ(25~34%)発表 9.26 英・米・仏3国通貨協定成立 9.28 オランダ、金本位制停止(金輸出禁止) 9.29 フランス、金本位制停止(金輸出禁止) 9.30 スイス、平価切下げ・兌換停止を決定 10. 2 フランス、新通貨法公布 10. 5 イタリア、平価切下げを発表 10.12 英・米・仏金交換協定成立(23日、オランダ・ベルギー・スイス3か国加入) 10.21 英国、日本に対し日・印間の通商関係条約の失効を通告	広 田 弘 毅	馬 場 鉄 一	深 井 英 五
11.25 日独防共協定成立	11. 一 冀東防共自治政府、冀東銀行を設立			

年号	日本銀行	金融一般
昭和11年 (1936年)	<p>12.20 満州中央銀行と日本銀行代理店委嘱契約を締結(従来の代理店引受銀行である朝鮮銀行の在満店舗撤収のため)</p> <p>12.20 制限外発行税率引下げ(年5%→3%)</p>	<p>12.10 商工組合中央金庫開業</p> <p>12.12 神戸岡崎・三十八・五十六・西宮・灘商業・姫路・高砂の7行合併し神戸銀行を新立</p>
昭和12年 (1937年)	<p>2.9 深井総裁辞任、第14代総裁に池田成彬が就任</p> <p>2.一 日本銀行と大蔵省、それぞれ同行業務に関する日本銀行条例改正案を作成(ともに議会には提出されず)</p> <p>3.16 人事部設置(秘書室から分離)、発行局を復活(文書局から分離)</p> <p>3.31 日本銀行参与会法廃止、日本銀行条例中改正法律公布(前者は即日、後者は7月1日施行、参与理事の設置)</p> <p>4.1 日本銀行金買入法中改正法律公布施行(日本銀行買入価額と貨幣法による価額との差額についての政府債務負担限度拡張、日本銀行勘定から政府勘定に移管せずに大蔵大臣の定める処分を行うことを可能とするなど)</p> <p>4.21 日本銀行勘定による米国向け金現送を開始</p> <p>4.28 横浜正金銀行海外支店の為替資金補充のため、日本銀行が政府から在外資金40万ポンドを売戻条件付きで買入れ、同額を同行に買戻条件付きで売却</p> <p>5.7 営業予算ならびに貸出標準に関する諸手続を廃止(高率適用制度の廃止)</p> <p>5.15 金買入価格を1グラム3円77銭に改定</p> <p>5.24 日本銀行条例改正打合せ第1回開催(日本銀行・大蔵省による検討機関として設置、日中戦争発生により打ち切り)</p>	<p>1.8 輸入貨物代金の決済および外国為替銀行の海外指図による支払制限に関する外国為替管理法に基く命令(輸入為替管理令)を公布施行</p> <p>2.4 結城蔵相、予算規模抑制の必要性を強調</p> <p>3.4 政府、為替相場水準維持のため金現送再開を決定し蔵相談話を発表</p> <p>3.9 米国向け政府保有金現送を再開</p> <p>3.30 昭和12年度一般会計歳出に充てるため公債の発行に関する法律公布施行</p> <p>3.30 一般会計歳出の財源に充てるため特別会計および預金部特別会計から繰入れを行うことができるとする法律(2件)公布(昭和12年度から適用)</p> <p>3.30 糸価安定施設特別会計法公布(昭和12年度から施行、蚕糸証券の発行)</p> <p>3.31 昭和12年度一般会計歳出に充てるため公債の発行(追加)に関する法律公布施行</p> <p>4.1 郵便貯金金利引下げ(3%→2.76%)</p> <p>4.17 藤田銀行、業務を廃止し藤田(株)に変更</p> <p>5.21 預金部、短期運用(期間6か月以内の貸出)を拡大</p> <p>5.24 東京信用保証協会創立総会開催(9月1日開業)</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和12年 (1937年)	<p>6.19 函館支店の漁業手形再割引再開を承認(16年6月中止)</p> <p>6.23 本店・大阪支店間に当座勘定電話付替取扱い開始</p> <p>7. 1 日本銀行条例改正施行に伴う定款改正、参与理事就任</p> <p>7.14 日本銀行金買入規則中改正大蔵省令公布施行(指定産金業者以外からも買入れ)</p> <p>7.14 時局緊要事業の社債を保証とする手形割引に優遇金利を適用</p> <p>7.15 公定歩合引下げ(国債担保貸付利子歩合を1厘引下げ商業手形割引歩合<据置き>と同率に)</p> <p>7.20 熊本支店鹿児島派出所廃止</p> <p>7.21 政府所有金地金を随意契約により日本銀行に売渡すことができる旨の勅令公布施行</p> <p>7.27 池田総裁辞任、第15代総裁に結城豊太郎が就任</p> <p>8. 3 結城総裁、銀行信託会社懇談会で国債のシ団引受けにつき協力を要請</p> <p>8. 5 手形割引取引先の拡大方針を支店に到達(国債消化・金融統制力増大のねらい)</p> <p>8. 5 日本銀行所有金地金の英米向け現送を開始(8月中4回19トン、回送中金資金特別会計設置により同勘定へ振替え)</p> <p>8.10 取引先銀行・信託会社から三分半利国庫債券の無条件買入れを決定</p> <p>8.11 金準備評価法公布(25日施行、日本銀行および朝鮮・台湾銀行は金貨・金地金の評価を当分の間貨幣法の規定にかかわらず290ミリグラム1円として評価し、評価益に相当する金額を政府に納付することとなる)</p> <p>8.11 日本銀行金買入法廃止の法律公布(13年2月1日施行)</p> <p>8.11 横浜正金銀行条例の改正法により日本銀行条例改正(9月10日施行、横浜正金銀行副頭取を1名増員し日本銀行理事の兼務とする、これに伴い日本銀行理事を1名増員)</p> <p>8.12 日本銀行に国債引受けシ団を招き北支事変公債の発行に関し協議、シ団引受けを決定(14日以降、その他の銀行・信託・生命保険各界とも懇談、国債消化につき協力を要請)</p> <p>8.20 日本銀行に外国為替銀行を招き外国為替協定問題を協議</p>	<p>6. 9 加島銀行、業務を廃止し三光俵に変更</p> <p>6.16 蚕糸証券発行規程公布施行</p> <p>6.18 預金部、生産力拡充資金貸出支援のため日本興業銀行へ短期融通を実施</p> <p>7. 7 輸入為替自由取引の制限強化等外国為替管理法関連省令を改正(一部を除き即日施行)</p> <p>7.29 北支事件に関する経費支弁のため公債発行に関する法律公布施行</p> <p>8.11 産金法・金資金特別会計法各公布(いずれも25日施行)</p> <p>8.11 朝鮮銀行法中改正・台湾銀行法中改正の2法律公布(いずれも9月1日施行)</p> <p>8.12 預金部、日本興業銀行を通じコール資金放出を開始</p> <p>8.14 農村負債整理資金特別融通及損失補償法公布(12月1日施行)</p> <p>8.23 外国為替銀行間の為替相場協定実施(対英電信売相場最低1シリング2ペンスを基準とすることなど)</p> <p>8.25 産金法に基づく政府の金地金買上価格を1グラム3円77銭と定める</p> <p>8.28 外国為替管理法中改正法律および1月の輸入為替管理令の改正大蔵省令公布施行</p> <p>8.28 金資金特別会計による金現送積出し開始</p> <p>8.31 大蔵省に臨時資金調整準備委員会を設置</p>

昭和12年
(1937年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>造五か年計画要綱を作成)</p> <p>5.31 林内閣総辞職</p> <p>6. 4 第1次近衛文磨内閣成立</p> <p>6. 7 日本・ヒルマ通商条約調印</p> <p>6.15 新内閣、日満一体とする生産力拡充・国際収支の適合・物資需給の調整を主眼とする総合的計画樹立の方針を決定</p> <p>7. 1 中央経済会議官制公布施行</p> <p>7. 7 北京郊外盧溝橋付近で日中両軍軍事衝突(日中戦争はじまる)</p> <p>7.11 政府、北京派兵に関し声明</p> <p>7.14 関税調査委員会官制公布施行</p> <p>7.20 税制調査会官制公布施行</p> <p>7.28 糸価安定委員会官制公布施行</p> <p>8. 2 日・満両国、満州拓殖公社の設立に関し協定</p> <p>8. 3 暴利取締りに関する商工省令(大正6年農商務省令の全面改正)公布施行</p> <p>8. 9 戦火上海に拡大</p> <p>8.10 人造石油製造事業法・帝国燃料興業株式会社法公布</p> <p>8.12 北支事件特別税法公布施行</p> <p>8.13 製鉄事業法公布(9月22日施行、製鉄業奨励法廃止)</p> <p>8.14 貿易及関係産業の調整に関する法律公布(9月27日施行)</p> <p>8.14 貿易組合法公布(9月10日施行、輸出組合法廃止)</p> <p>8.14 百貨店法公布(10月1日施行)</p> <p>8.15 政府、日中事変の不拡大方針放棄を声明</p> <p>8.15 日本軍、南京を爆撃</p> <p>8.28 米穀配給調整委員会官制公布施行</p>	<p>7.22 英国イーデン外相、華北の事態が改善されない限り日英間交渉継続は不適當と言明</p> <p>8.15 中国、緊急金融安定弁法公布</p> <p>8.21 中国、ソ連と不可侵条約調印</p> <p>8.27 米國、公定歩合引下げ、1.5→1%(史上最低)</p>	<p>林</p> <p>6.4</p> <p>近</p> <p>衛</p> <p>文</p> <p>磨</p> <p>(第一次)</p>	<p>結城</p> <p>6.4</p> <p>賀</p> <p>屋</p> <p>興</p> <p>宣</p>	<p>(第十四代)</p> <p>池田成彬</p> <p>7.27</p> <p>(第十五代)</p> <p>結城豊太郎</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和12年 (1937年)	<p>8.23 日本興業銀行に対し、生産力拡充資金特別融通を開始</p> <p>8.24 金準備評価換に関する件・産金買上規則・日本銀行金買入規則廃止の件・工業工業医療用金地金払下規則各公布(いずれも25日施行)</p> <p>8.25 金準備評価換え実行(大蔵大臣命令による日銀保有金の一部国庫移管にかかわらず、同勘定は24日の4.5億円から8億円に増加)</p> <p>9.14 臨時支店長会議を開催し、臨時資金調整法施行上の連絡統一を図る</p> <p>9.15 保険会社に対する国債売買を決定</p> <p>9.21 公定歩合引下げ(当座貸越およびコロレスポテンダス貸越利子を1厘引下げ)</p> <p>9.27 資金調整局設置、特別融通整理部廃止、同時に部局に参事を置き総裁特命事項に従事させることとする</p> <p>10. 1 満州中央銀行東京支店開設に伴い当座預金・当座貸越・国債を保証とする手形割引の取引を開始</p> <p>10. 4 取引先に対する当座貸越極度額を拡張</p>	<p>9. 6 外国為替銀行為替相場協定の細目申合せおよび大蔵省の了解事項決定</p> <p>9. 8 大日本証券投資協設立</p> <p>9.10 臨時資金調整法公布(一部15日その他27日施行、設備資金統制を通じ平和産業投資抑制・軍需産業育成を図る。日本興業銀行法の限度を超える興業債券の発行・日本勸業銀行の貯蓄債券発行も規定)</p> <p>9.10 支那事変に関する臨時軍事費支弁のため公債発行に関する法律・臨時軍事費特別会計法各公布施行</p> <p>9.14 臨時資金調整法に基づく業態別自治調整機関として産業組合金融統制団を結成</p> <p>9.14 信託協会、資金自治調整を決議</p> <p>9.15 朝鮮・台湾両行所有金貨・金地金を政府へ移管</p> <p>9.15 農工銀行同盟会、資金自治調整を決議</p> <p>9.16 臨時資金調整委員会官制・産業組合中央金庫特別融通損失審査会官制各公布施行</p> <p>9.16 生命保険・火災保険両協会、資金自治調整を決議</p> <p>9.17 全国貯蓄銀行協会、資金自治調整を決議</p> <p>9.18 普通銀行の資金自治調整機関として福島・京都・大阪・神戸・松山に地方資金自治調整団を結成(20日までに地方別に17団体結成、東京地方資金自治調整団は20日結成)</p> <p>9.21 第1回臨時資金調整委員会開催(事業資金調整標準に関する件の決定など)</p> <p>9.25 臨時資金調整法施行令公布(27日施行)</p> <p>9.27 臨時資金審査委員会官制公布施行</p> <p>9. 一 証券5社(山一・野村・日興・小池・藤本ビルブローカー)が六三会資金自治調整団を結成</p> <p>10. 9 資金前渡・前金払・概算払・随意契約に関する勅令公布施行</p> <p>10.13 北支事件費国債発行(三分半利国庫債券を号2億円、全額日本銀行引受け)</p> <p>10.15 国債引受団引受けによる北支事件費国</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和12年 (1937年)	<p>11.11 三菱銀行に対し、三菱商事海外支店振出しの輸入手形再割引による特別融通を承認(軍需会社資金需要増大に対処)</p> <p>11.27 外国為替局設置</p>	<p>債発行(1億円、ただしこの後は再び日本銀行または預金部引受けとなる)</p> <p>10.22 中国中南部で軍票を使用することを閣議決定(11月、日本軍の杭州湾上陸を契機に使用開始)</p> <p>11.16 国債の郵便局売出し再開</p> <p>11.25 金資金特別会計、興業債券2億5000万円を引受け(生産力拡充資金供給のため)</p> <p>11.27 金委員会官制公布施行</p> <p>12.11 外国為替管理法関連省令を改正施行(輸入管理を強化)</p> <p>12.16 日本勸業銀行、割増金付貯蓄債券の売出し開始</p> <p>12.28 金使用規則・白金使用制限規則公布</p>
昭和13年 (1938年)	<p>2. 2 満州中央銀行に対し、満州重工業開発(株)事業資金として同行引受けの満州国国幣公債を担保とする特別融通を承認(限度1億円)</p> <p>3. 1 北京駐在参事・上海駐在参事設置</p> <p>3.12 政府保証興業債券を抵当とする貸付利子およびこれを保証とする手形割引歩合を最低日歩9厘5毛に、満州国国債を保証とする手形割引歩合を最低日歩1銭に優遇</p> <p>3.31 一円兌換券の発行極度額を拡大(6000万円→8000万円)</p>	<p>1.12 生命保険会社の監督に関する勅令公布施行</p> <p>1.14 日中事変発生後閉鎖状態にあった起債市場再開(東京電気債成立)</p> <p>2.10 日本興業・横浜正金・朝鮮の3行、中華民國臨時政府に対する同政府の対中国連合準備銀行出資資金の借款供与契約に調印</p> <p>3. 7 国債引受けシ団(一部メンバーを除く)、中国連合準備銀行への1億円借款を決定</p> <p>3.16 昭和13年度一般会計歳出の財源に充てるため公債発行に関する法律公布施行</p> <p>3.18 産業組合中央金庫法中改正法律公布(4月1日施行)</p> <p>3.22 外国為替銀行間の対米為替相場協定成立</p> <p>3.22 軍の需要充足のための会計法の特例法公布(31日施行)</p> <p>3.23 昭和13年度一般会計歳出の財源に充てるため公債追加発行に関する法律公布施行</p> <p>3.23 支那事変に関する臨時軍事費に充当するため特別会計から繰入れを認める旨の法律公布(4月1日施行)</p>

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>けんとその原料)</p> <p>11. 1 綿糸・綿花自主的の最高販売価格制度を実施</p> <p>11. 5 日・満間に満州国における治外法権の撤廃および南満州鉄道付属地行政権の移譲に関する条約締結</p> <p>11.10 国家総動員実施に関する内閣訓令を發表</p> <p>11.11 日本軍、上海を占領</p> <p>12. 8 日本・シヤム友好通商航海条約調印</p> <p>12.13 日本軍、南京を占領</p> <p>12.27 新京(長春)の日本産業(株)、満州国法人となり満州重工業開発(株)と改称</p>	<p>11. 6 イタリア、日独防共協定に参加調印</p> <p>11.23 蒙疆連合委員会、蒙疆銀行条例を發表(12月1日開業)</p> <p>12.11 イタリア、国際連盟脱退</p> <p>12.14 中華民國臨時政府、北平(北京)に成立(冀東政権を統合)</p>	近	賀	(第十五代) 結
<p>1.11 厚生省官制公布</p> <p>1.16 昭和13年度物資動員計画を閣議決定(最初の物動計画)</p> <p>1.16 政府、爾後国民政府を相手とせずの声明發表</p> <p>1.17 陸海軍、一部軍需工場に軍需工業動員法による管理を開始</p> <p>2. 3 日蘭通商協定成立</p> <p>2.19 企画審議会官制公布施行(資源審議会・中央經濟会議を廃止)</p> <p>3. 1 綿糸配給統制規則公布施行</p> <p>3. 7 揮発油及重油販売取締規則公布施行</p> <p>3.28 石油資源開發法公布(8月1日施行)</p> <p>3.29 重要鉱物増産法公布(6月10日施行)</p> <p>3.29 日本産金振興株式会社法公布(9月16日設立)</p> <p>3.30 工作機械製造事業法・航空機製造事業法公布</p> <p>3.31 支那事變特別税法・臨時租税措置法公布(いずれも4月1日施行)</p>	<p>2. 6 中華民國臨時政府、中国連合準備銀行条例を公布(3月10日開業、冀東銀行は普通銀行に転換)</p> <p>2.14 米国、金不貲化政策変更(実質的廃止)</p> <p>3.11 中華民國臨時政府、旧通貨整理弁法・取締擾乱金融弁法を公布(連銀発行貨幣を国幣とする金融体制確立を策す)</p> <p>3.13 ドイツ、オーストリア併合を宣言</p> <p>3.28 中華民國維新政府、南京に成立</p>	衛 文 磨	屋 興 宣	城 豊 太 郎

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和13年 (1938年)	<p>4. 1 兌換銀行券の保証発行限度の臨時拡張に関する法律公布施行(10億円→17億円)</p> <p>4. 15 日本銀行副総裁と大蔵次官との間に、金資金特別会計の保有金枯渇対策として政府が必要のときは同会計保有の買上金地金預り証書と日本銀行保有金塊とを交換する旨の覚書を交換</p> <p>6. 1 日本銀行小額紙幣引換準備預金取扱規程・小額紙幣発行及引換規程公布施行</p> <p>6. 4 金貨幣鋳造委託ならびに売却取次手続を制定</p> <p>6. 25 個人に対する小口国債の日本銀行窓口売却について支店に通知</p> <p>7. 4 民間の愛国金献運動に協力するため売戻条件付金製品買入要綱を決定(15日から実施)</p> <p>7. 23 輸出入リンク基金として日本銀行正貨準備3億円を解除して外国為替基金勘定を開設(運用事務は横浜正金銀行が行うこととし同行と約定締結)</p> <p>7. 27 外貨資金の計画的統制を行うため本邦為替銀行を対象に外貨余裕金の日本銀行集中制実施を決定(8月1日に各行と約定、9月以降外国銀行在日支店にも実施)</p> <p>7. 28 大蔵省の要請により横浜正金・朝鮮両行および満州中央銀行に、郵便局売出し国債の満州国・中国における売りさばき取次ぎを委託</p>	<p>3. 24 大蔵省に貯蓄奨励準備委員会を設置</p> <p>3. 25 栃木県、普通銀行の1行化成る(足利銀行が茂木銀行を買収)</p> <p>3. 26 無尽業法中改正法律公布(4月1日施行、最低資本金の引上げ、合併規定の整備)</p> <p>3. 29 有価証券業取締法公布(7月1日施行)</p> <p>3. 31 有価証券引受業法公布(7月1日施行)</p> <p>4. 1 恩給金庫法公布(5月2日施行)</p> <p>4. 1 庶民金庫法公布(5月20日施行)</p> <p>4. 2 農業保険法公布(14年4月1日施行)</p> <p>4. 4 外国為替銀行間の対英為替相場協定の細目協定成立(5日から実施)</p> <p>4. 5 外国為替銀行の外国為替売買・外国送金・信用状の開設等の許可制実施</p> <p>4. 19 閣議で貯蓄奨励に関し申合せ(年間目標80億円程度)</p> <p>4. 19 国民貯蓄奨励局官制公布施行</p> <p>4. 一 大蔵・農林両省、地方長官あてに通ちょうを發し、地方別に金融懇談会を開催し、異種金融機関の金利協定につきあっせんをするよう要請</p> <p>5. 2 産金法に基づく政府の金買上価格を1グラム3円85銭に引上げ</p> <p>5. 28 社債担保審査会官制公布施行</p> <p>6. 1 臨時通貨法・臨時通貨の形式に関する勅令公布施行(臨時補助貨十銭・五銭・一銭、小額紙幣五十銭の発行)</p> <p>6. 4 金貨の鋳造禁止緩和の大蔵省令公布施行</p> <p>6. 6 国民貯蓄奨励委員会官制公布施行</p> <p>6. 29 庶民債券令公布(7月1日施行)</p> <p>7. 1 恩給金庫開業</p>

昭和13年
(1938年)

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日本銀行裁
<p>4. 1 国家総動員法公布(5月5日施行、軍需工業動員法および同法の戦時規定適用に関する法律は廃止)</p> <p>4. 1 社会事業法・国民健康保険法公布(いずれも7月1日施行)</p> <p>4. 2 農地調整法公布(8月1日施行)</p> <p>4. 5 商法改正法公布(15年1月1日施行)</p> <p>4. 5 有限会社法公布(15年1月1日施行)</p> <p>4. 6 電力管理法公布(5月25日以降分割施行)</p> <p>4. 6 日本発送電株式会社法公布(14年4月1日設立)</p> <p>4.22 物価委員会令公布施行</p> <p>5. 1 東京日日・大阪毎日両新聞社、愛国金献運動を提唱</p> <p>5. 4 国家総動員審議会官制公布(5日施行)</p> <p>5. 9 臨時物資調整局官制公布施行</p> <p>5.25 需給調整協議会令公布施行</p> <p>6.10 議会制度審議会官制公布</p> <p>6.20 鉄鋼配給統制規則公布(7月1日施行)</p> <p>6.30 輸出綿製品配給統制規則公布(7月1日施行、綿業に個別リンク制を採用、対円ブロックへの輸出制限)</p> <p>7. 1 日豪通商条約新協定成立</p> <p>7. 5 日・満・伊貿易協定調印</p> <p>7. 9 物品販売価格取締規則・ゴム配給統制規則各公布施行</p> <p>7.11 張鼓峰事件おこる(8月10日、日ソ停戦協定成立)</p> <p>7.14 暴利取締令改正(取締り強化)公布施行</p> <p>7.29 内務省警保局に経済保安課を設置(経済警察の発足)</p>	<p>5. 5 フランス、フラン切下げ(1ポンド=179フラン)</p>	<p>近衛文磨 (第一次)</p>	<p>賀屋興宣</p>	<p>(第十五代) 結城豊太郎 5.26 池田成彬</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和13年 (1938年)	<p>8.5 庶民金庫に対し、庶民債券発行までのつなぎとして特別融通を承認</p> <p>9.22 蒙疆銀行を通じ郵便局売出し国債の売りさばきを委託</p> <p>10.14 日本興業銀行に対する売出手形(社債担保スタンプ手形)再割引の契約締結</p> <p>11.26 証券引受会社による日本銀行保有国債の売りさばきを承認(12月5日から実施)</p> <p>12.15 政府保証社債(政府保証興業債券を除く)を抵当とする貸付利子およびこれを保証とする手形割引歩合を最低日歩1銭に優遇(本邦で募集の満州国政府保証同国会社債についても準用)</p>	<p>8.1 庶民金庫開業</p> <p>8.2 全国地方銀行協会、郵便貯金の預入限度拡大に反対し大蔵省・日本銀行へ陳情</p> <p>8.3 政府、本邦為替銀行を対象とする臨時輸出資金前貸損失補償金の予算外支出を決める</p> <p>8.22 支那事変国庫債券(い号)額面3億9700万円・支那事変特別国庫債券(第1回、10円国債)額面300万円発行</p> <p>10.8 昭和12年1月8日公布の大蔵省令(通称輸入為替管理令)を「外国為替管理法に基く臨時措置に関する命令の件」と改題し一部改正(両替商の外国通貨売買を統制)</p> <p>10.25 金貨幣および金塊保有状況調査規則公布施行</p> <p>11.29 臨時通貨の形式に関する件中改正公布施行(一銭アルミ貨の形式制定)</p> <p>12.5 証券引受会社8社、国債売りさばき取扱いにつき協定</p> <p>12.14 証券引受会社協会設立</p>
昭和14年 (1939年)	<p>2.3 外国為替基金の運用条件を緩和(運用期間延長・利率引下げ等)</p> <p>2.15 台湾銀行による日本銀行保有国債の売りさばきを実施</p> <p>2.17 地方資金自治調整銀行団に対し、売惜しみ・買いだめ等思惑資金の供給抑制を通達</p> <p>3.16 兌換銀行券整理法中改正法律公布施行(失効銀行券の発行高からの除去に伴う国庫納付金計算方法の改正)</p> <p>3.29 新木外国為替局長、總裁に対し対外決済のために日本銀行正貨準備を取崩すことに反対の旨意見具申</p>	<p>1.25 全国地方銀行協会、再び郵便貯金預入限度拡大反対を陳情</p> <p>2.一 政府、昭和14年度国民貯蓄目標額を100億円と決定</p> <p>3.16 昭和14年度一般会計歳出の財源に充てるため公債発行に関する法律公布施行</p> <p>3.29 保険業法改正法律公布(15年1月1日施行、全面改正)</p> <p>3.31 金資金の運用に関する件公布施行</p> <p>3.一 道府県ごとに進められていた異種金融機</p>

昭和13年～昭和14年
(1938年～1939年)

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総 本銀 行裁
<p>8.10 物価調査委員会令公布施行 8.24 学校卒業生使用制限令公布施行</p> <p>9.19 石炭配給統制規則公布(10月1日施行) 9.22 商工省に転業対策部を設置</p> <p>10.5 厚生省に失業対策部を設置 10.27 日本軍、武漢3都市(武昌・漢口・漢陽)を占領</p> <p>11.2 政府、国際連盟へ同機関に対する協力終止を通告 11.3 首相、東重新秩序建設を声明 11.22 銅・鉛・錫等配給統制規則公布(12月1日施行) 11.25 日独文化協定調印 12.16 興亜院官制公布施行 12.22 日本軍、天津英仏租界を封鎖</p>	<p>9.30 国際連盟理事会、日本制裁の報告書を採択 9.30 ドイツ、チェコスロバキアのステューテン地方を支配(英・独・仏・伊4か国のミュンヘン協定成立)</p> <p>12.30 中国国民党副総裁汪兆銘、蒋介石に和平を勧告</p>	<p>近衛文磨(第一次)</p>	<p>池田成彬</p>	<p>(第十五代) 結城豊太郎</p>
<p>1.4 近衛内閣総辞職 1.5 平沼騏一郎内閣成立 1.7 国民職業能力申告令公布(20日施行)</p> <p>3.11 内閣に生産力拡充委員会を設置 3.28 国民精神総動員委員会官制公布施行 3.31 従業員雇入制限令公布(4月20日施行) 3.31 貨金統制令・貨金委員会官制各公布(いずれも4月10日施行)</p>	<p>3.15 ドイツ、チェコスロバキア(ボヘミア・モラビア地方)を占領し保護領とする 3.28 フランコ軍、マドリッドに入る(スペイン内乱終わる)</p>	<p>1.5 平沼騏一郎</p>	<p>1.5 石渡莊太郎</p>	

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和14年 (1939年)	<p>4. 1 兌換銀行券の保証発行限度の臨時拡張に関する法律中改正法律公布施行(17億円→22億円)</p> <p>4. 1 兌換銀行券整理法により失効銀行券4048万円強を発行高から除去</p> <p>4.10 政府への金売却取次事務取扱方を定める</p> <p>4.27 総裁、蔵相あてに日本銀行正貨に関し意見書を提出</p> <p>5. 2 副総裁・外国為替局長、大蔵次官と会談し、やむをえない措置として在外正貨(2000万円)設定を決定</p> <p>5. 8 在外正貨設定のため日本銀行保有金地金4914キログラムを米国向けに現送</p> <p>6.24 臨時金地金買上規則公布に伴い買上事務を取扱う日本銀行店舗として本店および大阪支店を指定</p> <p>9. 4 地方資金自治調整団に対し株式投機思惑資金の供給抑制を通達</p> <p>9.29 為替銀行に対し、為替集中制からのドル資金供給措置を実施(英米クロス相場激変に伴う為替銀行のドル資金調達難に対処)</p>	<p>関預金金利の協定、沖縄県を除き成立</p> <p>4. 1 朝鮮銀行券及台湾銀行券の保証発行限度の臨時拡張に関する法律公布(5月1日施行)</p> <p>4. 1 会社利益配当及資金融通令公布(10日施行)</p> <p>4. 1 臨時陸軍材料資金特別会計法公布施行</p> <p>4. 5 船舶建造融資補給及損失補償法公布(15年1月1日施行)</p> <p>4.10 産金法中改正法律公布施行(金地金・金製品所有者に対する処分の規制ほか)</p> <p>4.22 臨時資金調整法中改正法律公布施行(設備の新增設・改良の要許可範囲の拡大、興業債券・貯蓄債券の発行限度拡大など)</p> <p>5. 2 資金融通審査委員会官制公布施行</p> <p>5. 9 輸出品製造資金前貸補償制度の実施を閣議決定</p> <p>6.13 支那事変割引国庫債券(第1回)1000万円発行(発行に際し宣伝のため百貨店で売出したが成績振るわず中断)</p> <p>7. 3 郵便年金令改正公布(9月1日施行)</p> <p>7.18 政府、資金運用難の地方銀行に対する預金部保有社債の売却要綱を発表(8月7日、第1回実施)</p> <p>8. 1 東京株式取引所、株式の募集売出しの事前届出制を実施(10日、大阪・名古屋実施)</p> <p>8. 6 佐賀県下4銀行(伊万里・武雄・洪益・有田)合併し佐賀興業銀行を新立</p> <p>8.24 不動産融資損失審査会官制公布施行</p> <p>8.28 英ポンド暴落により対英・対米為替相場協定改定、同時に外国向け円貨手形利息についても最低協定率を申合せ(29日から実施)</p> <p>9. 1 佐世保・佐世保商業両行合併し親和銀行を新立</p> <p>9.15 英米クロスの動揺により対米為替相場裁定を停止</p> <p>9.22 株式募集売出し統制措置を銀行・信託会社にも実施</p> <p>10.24 為替相場基準を英ポンドから再び米ド</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和14年 (1939年)	<p>4. 1 兌換銀行券の保証発行限度の臨時拡張に関する法律中改正法律公布施行(17億円→22億円)</p> <p>4. 1 兌換銀行券整理法により失効銀行券4048万円強を発行高から除去</p> <p>4.18 政府への金売却取次事務取扱方を定める</p> <p>4.27 総裁、蔵相あてに日本銀行正貨に関し意見書を提出</p> <p>5. 2 副総裁・外国為替局長、大蔵次官と会談し、やむをえない措置として在外正貨(2000万円)設定を決定</p> <p>5. 8 在外正貨設定のため日本銀行保有金地金4914キログラムを米国向けに現送</p> <p>6.24 臨時金地金買上規則公布に伴い買上事務を取扱う日本銀行店舗として本店および大阪支店を指定</p> <p>9. 4 地方資金自治調整団に対し株式投機思惑資金の供給抑制を通達</p> <p>9.29 為替銀行に対し、為替集中制からのドル資金供給措置を実施(英米クロス相場激変に伴う為替銀行のドル資金調達難に対処)</p>	<p>関預金金利の協定、沖縄県を除き成立</p> <p>4. 1 朝鮮銀行券及台湾銀行券の保証発行限度の臨時拡張に関する法律公布(5月1日施行)</p> <p>4. 1 会社利益配当及資金融通令公布(10日施行)</p> <p>4. 1 臨時陸軍材料資金特別会計法公布施行</p> <p>4. 5 船舶建造融資補給及損失補償法公布(15年1月1日施行)</p> <p>4.10 産金法中改正法律公布施行(金地金・金製品所有者に対する処分の規制ほか)</p> <p>4.22 臨時資金調整法中改正法律公布施行(設備の新增設・改良の要許可範囲の拡大、興業債券・貯蓄債券の発行限度拡大など)</p> <p>5. 2 資金融通審査委員会官制公布施行</p> <p>5. 9 輸出品製造資金前貸補償制度の実施を閣議決定</p> <p>6.13 支那事変割引国庫債券(第1回)1000万円発行(発行に際し宣伝のため百貨店で売出したが成績振るわず中断)</p> <p>7. 3 郵便年金令改正公布(9月1日施行)</p> <p>7.18 政府、資金運用難の地方銀行に対する預金部保有社債の売却要綱を発表(8月7日、第1回実施)</p> <p>8. 1 東京株式取引所、株式の募集売出しの事前届出制を実施(10日、大阪・名古屋実施)</p> <p>8. 6 佐賀県下4銀行(伊万里・武雄・洪益・有田)合併し佐賀興業銀行を新立</p> <p>8.24 不動産融資損失審査会官制公布施行</p> <p>8.28 英ポンド暴落により対英・対米為替相場協定改定、同時に外国向け円貸手形利息についても最低協定率を申合せ(29日から実施)</p> <p>9. 1 佐世保・佐世保商業両行合併し親和銀行を新立</p> <p>9.15 英米クロスの動揺により対米為替相場裁定を停止</p> <p>9.22 株式募集売出し統制措置を銀行・信託会社にも実施</p> <p>10.24 為替相場基準を英ポンドから再び米ド</p>

昭和14年
(1939年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総 本銀行 總裁
<p>4. 1 国境取締法公布(10月1日施行) 4. 5 造船事業法公布(12月1日施行) 4.12 米穀配給統制法公布(20日以降分割施行) 4.27 中央物価委員会、物価統制の大綱を決定 4.28 労働統計毎月実施調査令公布施行</p> <p>5. 1 軽金属製造事業法公布(9月20日施行) 5.11 ノモンハン事件おこる(9月15日、停戦協定調印) 6.14 日本軍、天津英仏租界を再封鎖</p> <p>7. 8 国民徴用令公布(15日施行) 7.15 日英東京会談開催(8月21日決裂) 7.22 中小産業調査会官制公布施行 7.26 米国、日米通商航海条約の廃棄を通告(15年1月26日失効) 8.25 国立人口問題研究所開設 8.28 平沼内閣総辞職 8.30 阿部信行内閣成立</p> <p>9. 4 政府、欧州戦争に不介入を声明 9.20 関東州・満州国及中華民国向輸出調整に関する件公布(25日施行) 9.23 石油配給統制規則公布施行 9.28 鉄鋼配給統制規則公布(10月1日施行)</p> <p>10.18 電力調整令公布(20日施行)</p>	<p>5. 1 中華民国維新政府、上海に華興商業銀行を設立(16日開業、日本の銀行6行が合計で6割を出資) 5.22 独伊軍事同盟調印 5.27 国際連盟理事会、授蔣決議を採択 6.16 ドイツ、新ライヒスバンク法公布</p> <p>8.23 独ソ不可侵条約調印 8.24 英国、公定歩合引上げ、2→4%(9月28日3%、10月26日2%) 8.25 英国、ポンド相場維持政策を放棄(ポンド暴落)</p> <p>9. 1 ドイツ軍、ポーランドに進攻(第2次世界大戦はじまる) 9. 1 ロンドン株式取引所休業 9. 2 英国、通貨防衛法を制定 9. 2 フランス、正貨準備を停止 9. 3 英・仏両国、ドイツに宣戦布告 9. 3 英国、為替管理令を公布 9. 3 米国、中立を宣言 9. 4 英国、全銀行休業 9. 5 イングランド銀行、為替相場を公定 9.10 フランス、資本輸出禁止ならびに外国為替および金取引制限実施</p>	<p>平 石 沼 渡 騏 莊 一 太 郎 郎</p> <p>8.30</p> <p>阿 青 部 木 信 一 行 男</p>	<p>8.30</p>	<p>(第十五代) 結 城 豊 太 郎</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和14年 (1939年)	<p>11.11 増産金買上規則公布施行</p> <p>11.27 金銀地金買上事務取扱店に名古屋支店を追加</p> <p>11.29 蒙疆銀行に対し、対日を替資金不足補てんのため国債を担保とする特別融通を承認</p> <p>12. 5 日米通商条約期限切れを控え、在外正貨手当として対米第2次金現送を開始(計9回、約42トン)</p> <p>12.22 日興証券に対し、日本米穀㈱の米穀買付資金の市場調達難のため米穀証券を担保とする特別融通を承認</p> <p>12.29 産業組合中央金庫に対し、米穀関係資金の市場調達難のため国債を担保とする特別融通を承認</p>	<p>ルに移行、外国為替銀行新協定を申合せ(対米電信売23ドル7/16、25日実施)</p> <p>11.11 産金量届出規則公布施行</p> <p>12. 7 臨時資金調整委員会、資金自治調整範囲の縮小を決定</p> <p>12.21 大蔵省、銀行・信託会社・証券引受会社に対し大口運転資金についても貸出報告書の提出を求める通達を発する</p>
昭和15年 (1940年)	<p>1.20 横浜正金銀行に対し在外正貨を売却(17年4月30日まで計13回、7348万ドル)</p> <p>2.12 衆議院で限外発行の恒常化問題と発券制度の改正問題が論議される</p>	<p>3.27 昭和15年度一般会計歳出の財源に充てるため公債発行に関する法律公布施行</p> <p>3.27 政府出資特別会計法公布(昭和15年度から施行)</p> <p>3.27 外国為替管理法中改正法律公布施行(外国通貨の輸出入を制限)</p> <p>3.28 臨時通貨の形式等に関する勅令改正公布施行(十銭アルミ貨の形式制定)</p> <p>3.29 地方分与税分与金特別会計法公布(昭和15年度から施行)</p> <p>3.30 臨時資金調整法中改正法律公布施行(貯蓄債券の割増金増額、報国債券の発行など)</p> <p>3.30 損害保険国営再保険法公布(5月29日施行)</p> <p>4. 2 輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償</p>

年号	日本銀行	金融一般
昭和15年 (1940年)	<p>5. 6 朝鮮銀行に対し、朝鮮における日本銀行保有国債の売りさばきを委託</p> <p>5.30 各部署長・支店長に対し事変下の業務の円滑化を図るため事務改善方を指示</p> <p>6.17 大蔵省からニッケル貨の回収を指令される(軍需転用)</p> <p>6.29 台湾商工銀行(非取引先)に対し、米穀供出関係資金特別融通を承認</p> <p>7.18 新京駐在参事設置</p> <p>7.19 満州中央銀行に対し、日満為替決済補てん資金として特別融通を承認</p> <p>8.24 地方銀行特別引受けにかかる政府保証興業債券・特殊割引興業債券を日本銀行抵当品として優遇</p> <p>9. 9 在外正貨補充のため、日本銀行保有金地金の第3次米国向け現送を実行(約13トン)</p> <p>10.10 金買上規則公布施行(金製品の強制買上げ命令)され、日本銀行は買上機関の指定を</p>	<p>法公布(5月3日施行)</p> <p>4. 2 商工組合中央金庫法中改正法律公布(5月3日施行、割引商工債券の発行ほか)</p> <p>4.13 銀行間の対英為替協定改定(米英クロス動揺に伴いポンド建て輸出為替買取困難となったため)</p> <p>5. 1 信託協会、金銭信託の増勢鈍化対策として長期金銭信託にボーナス金利を適用</p> <p>5.11 為替銀行、米英クロスの大暴落に伴い対英為替協定の例外条項を適用(名目建値を1シリング5ペンス13/16とし、各行の自由裁量相場によることを申合せ)</p> <p>5.13 日本勸業銀行、第1回報国債券2500万円を売出し</p> <p>5.20 岡山県、普通銀行の1行化成る(中国銀行が中備銀行を買収)</p> <p>6. 6 日本興業・横浜正金・朝鮮3行の対蒙疆銀行借款供与(為替決済資金1500万円)成立</p> <p>6.11 補助貨幣の蒐集鋳造又は毀損の取締に関する件公布施行</p> <p>6.17 百貨店における国債売出し再開</p> <p>7. 9 大蔵省、金融機関に対し四半期ごとに貸出残高報告の提出を求める</p> <p>7.15 第一銀行ほか7行、融資団を結成し紡績連合会の輸出綿布滞貨買上資金を融通</p> <p>7.31 日本証券投資協設立認可(株価安定のため東株取引員により設立)</p> <p>7.一 日本興業銀行ほか7行、帝国蚕糸への融資団を結成</p> <p>8. 3 大蔵省、主要銀行(59行)から半年ごとに預金・貸出・有価証券の増減見込みと実績報告を求めることを通達</p> <p>8. 8 全国地方銀行協会加盟の銀行、年間3億5000万円の政府保証興業債券を計画的に特別引受けすることを決定</p> <p>9. 9 金委員会、金の強制買上げを決定</p> <p>9.12 銀行信託懇談会、金融機関の相互連絡機関の設置を決定し準備委員を指名</p> <p>9.21 全国金融協議会設立(会長は日本銀行総裁)</p> <p>9.一 証券会社、社債の背負込み増大し日本興業銀行から資金融通を受ける</p> <p>10.15 政府、社債の発行・消化計画化のため10月～12月の起債計画要綱を決定(この日、シ</p>

昭和15年
(1940年)

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>官制・農産物等価格形成専門委員会官制各公布施行</p> <p>4. 8 石炭配給統制法公布(12日以降分割施行)</p> <p>4. 8 国民体力法公布(9月20日施行)</p> <p>5. 1 国民優生法公布(7月1日施行)</p> <p>5.29 税制調査会廃止</p> <p>6. 1 家庭用綿製品(5品目)の切符制による配給統制実施</p> <p>6. 1 6大都市に砂糖・マッチの切符制実施(実際には東京・大阪は5日から)</p> <p>6. 5 物価対策審議会、物価対策の答申案を決定</p> <p>6.12 日タイ友好条約調印</p> <p>7. 2 戦時貿易振興対策を閣議決定</p> <p>7. 6 奢侈品等製造販売制限規則公布(7日施行)</p> <p>7.16 米内内閣総辞職</p> <p>7.22 第2次近衛内閣成立</p> <p>8. 1 政府、基本国策要綱を發表</p> <p>8.16 政府、生鮮食料品の配給および価格統制要綱を發表</p> <p>8.20 臨時米穀配給統制規則公布(9月10日施行)</p> <p>8.27 関東州・満州及支那に対する貿易の調整に関する件公布(9月2日施行)</p> <p>9.11 内務省、地方長官あてに部落会・隣保班の整備指導方につき通達</p> <p>9.22 日仏軍事協定成立(23日、日本軍北部仏印に進駐)</p> <p>9.27 日独伊三国同盟条約調印</p> <p>10. 4 砂糖配給統制規則公布(15日施行、以後、生活必需品等各種消費物資の配給統</p>	<p>5.10 ドイツ軍、オランダ・ベルギー・ルクセンブルクに進攻</p> <p>6. 4 米国、工作機械の輸出禁止を發表</p> <p>6.10 イタリア、英・仏両国に宣戦布告</p> <p>6.14 ドイツ軍、パリに無血入城</p> <p>7. 2 米国、国防資材輸出入取締法成立</p> <p>7.15 英・米間にポンド公定相場維持に関する協定成立</p> <p>10.16 米国、西半球および英国を除き屑鉄・屑鋼の輸出を禁止</p>	<p>米</p> <p>内</p> <p>光</p> <p>政</p> <p>7.22</p> <p>近</p> <p>衛</p> <p>文</p> <p>磨(第二次)</p>	<p>桜</p> <p>内</p> <p>幸</p> <p>雄</p> <p>7.22</p> <p>河</p> <p>田</p> <p>烈</p>	<p>(第十五代)</p> <p>結</p> <p>城</p> <p>豊</p> <p>太</p> <p>郎</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和15年 (1940年)	<p>受ける(金買入価格は純量1グラムにつき3円85銭とされる)</p> <p>10.26 調査局、銀行券発行制度の改正試案をまとめる</p> <p>10.28 日本銀行保有金地金の第4次米国向け現送を実行(5.5トン)</p> <p>10.一 ロンドン代理店監督役引揚げ</p> <p>11.6 営業局長・支店長に管内銀行合同の具体案の報告を求める</p> <p>11.30 大蔵大臣から日本銀行会社経理統制令事務取扱規程を令達される</p> <p>12.26 台湾商工銀行に対し、内地台湾間為替兌換資金特別融通を承認</p> <p>12.27 商工組合中央金庫に対し、中小商工業年末資金特別融通を承認</p> <p>12.28 大蔵大臣から日本銀行銀行等資金運用令事務取扱規程を令達される</p>	<p>ンジケート团も消化促進を申合せ(る)</p> <p>10.19 銀行等資金運用令公布(20日施行、一部16年1月1日施行)</p> <p>10.19 会社経理統制令公布(20日施行、会社利益配当及資金融通令廃止)</p> <p>10.一 預金部、シ団の社債前貸肩代わりおよび証券会社の手持ち社債買上げを実施</p> <p>10.一 陸軍省軍務局、金融機構改善策を作成</p> <p>11.9 資金融通審査委員会官制公布施行(従前の同名委員会は廃止)</p> <p>12.2 国民更生金庫設立認可</p> <p>12.12 大蔵・農林両省、連名で地方金利平準化指導に関し地方長官あて通達</p> <p>12.18 新一銭アルミ貨の素材・品位・量目・形式を定める</p> <p>12.23 東京府内無尽会社の統合母体として大日本無尽株式会社を設立</p> <p>12.24 横浜正金銀行・ジャワ銀行間に日・蘭印金融協定成立</p> <p>12.28 大蔵省、日本興業銀行に対し国民更生金庫事業資金として銀行等資金運用令に基づく融資命令を発する</p> <p>12.一 起債計画の作成機関として大蔵省・企画院・日本銀行・日本興業銀行の首脳者を構成員とする起債計画協議会を設置</p>
昭和16年 (1941年)	<p>1.一 横浜興信銀行に対し、旧七十四銀行関係一般債務支払資金の特別融通を実施</p> <p>2.13 群馬大同銀行の不良資産整理援助方針を決定(特別融通と重役陣の刷新など)</p> <p>3.3 兌換銀行券条例の臨時特例に関する法律公布(4月1日施行、発行限度を大蔵大臣が定める<最高発行額制限制度>など)</p> <p>3.6 委員会等の整理に関する法律により日本銀行特別融通及損失補償法中改正(本改正の</p>	<p>2.28 郵便貯金法中改正法律公布(7月1日施行、1人の預入限度拡張)</p> <p>3.3 朝鮮銀行法及台湾銀行法の臨時特例に関する法律公布(4月1日施行、支払準備と保証準備の区別を廃止)</p> <p>3.3 朝鮮銀行法中改正法律公布(7月1日施行、納付金制度の改正)</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>制規則相次いで公布される)</p> <p>10.12 大政翼賛会発会式</p> <p>10.24 米穀管理規則公布(11月1日施行、米穀の国家管理実施)</p> <p>11.10 紀元2600年祝賀行事挙行(14日まで)</p> <p>11.21 宅地建物等価格統制令公布(25日施行)</p> <p>11.23 大日本産業報国会発足</p> <p>11.30 日本・中華民国(南京政府)間の基本関係に関する条約および日満華共同宣言調印</p> <p>11.一 繊維製品輸出振興会社設立(輸出品買取り・販売会社、以後次々に各種商品別に設立)</p> <p>12.7 政府、経済新体制確立要綱を發表</p> <p>12.26 全国購買販売組合連合会設立認可</p> <p>12.29 南洋に対する貿易の調整に関する件公布(16年1月15日施行)</p>	<p>12.10 英国、中国への借款供与決定(1000万ポンド)</p> <p>12.19 中国南京政府、中央儲備銀行法・整備貨幣暫行弁法を公布</p> <p>12.29 ルーズベルト米国大統領、米国が民主主義国の兵器廠となる旨の談話を發表</p>	近衛文磨	河田 烈	(第十五代) 結城 豊太郎
<p>1.11 新聞紙等掲載制限令公布施行</p> <p>1.20 日本貿易振興(株)開業</p> <p>1.28 日本経済連盟会など9経済団体、民営自主を主眼とする経済新体制についての意見書を政府に提出</p> <p>1.29 臨時農地価格統制令公布(2月1日施行)</p> <p>2.1 臨時農地等管理令公布施行</p> <p>3.1 国民学校令公布(4月1日施行)</p> <p>3.3 国家総動員法改正公布(20日施行)</p> <p>3.7 住宅営団法公布(4月7日施行)</p> <p>3.7 国民労務手帳法公布(10月1日施行)</p> <p>3.7 帝都高速度交通営団法公布(5月1日)</p>	<p>1.6 中国、中央儲備銀行開業</p>	(第二次)		

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和16年 (1941年)	<p>施行4月20日、特別融通審査会に関する規定削除)</p> <p>4. 1 兌換銀行券の発行限度を47億円と定められる</p> <p>4. 2 佐賀中央銀行の整理援助方針を決定(6月6日、特別融通を実施)</p> <p>5.14 戦時金融経済に関する重要政策立案の基本調査を行うため、関係部局長による特別調査委員会を設置</p> <p>5.16 短資市場調節のため、横浜正金・日本興業両行をしてコールマネーを取入れさせ、これを日本銀行特殊預り金に受入れることを決定</p> <p>6. 1 英貨為替補償集中制実施に伴い現行集中制取引を拡大、新たに横浜正金銀行東京支店に外貨預け金勘定を開設(新勘定開設は5月31日付)</p> <p>6. 2 特殊法人で会社以外のものが発行した政府保証債を抵当とする貸付利子およびこれを保証とする手形割引歩合を一般政府保証債に準じて優遇</p>	<p>3. 3 台湾銀行法中改正法律公布(7月1日施行、納付金制度の新設)</p> <p>3. 3 臨時資金調整法中改正法律公布施行(興業債券・貯蓄債券の発行限度拡大)</p> <p>3. 5 昭和16年度一般会計歳出の財源に充てるため公債の発行に関する法律公布施行</p> <p>3. 6 日本勸業銀行法中改正・農工銀行法中改正・北海道拓殖銀行法中改正の3法律公布施行(業務上の制限緩和・債券登記手続の簡易化)</p> <p>3. 6 国民更生金庫法公布(7月1日施行)</p> <p>3. 6 中国連合準備銀行、横浜正金銀行に特別円預金勘定を開設(以後満州中央・蒙疆・華興商業・中央儲備各行も相次いで開設)</p> <p>3.13 国民貯蓄組合法公布(6月20日施行)</p> <p>3.27 農林金融改善特別融通損失審査会官制公布施行(産業組合中央金庫特別融通損失審査会廃止)</p> <p>3.28 香川県、普通銀行の1行化成る(高松百十四銀行が多度津銀行を買収)</p> <p>3.31 日本協同証券(株)設立</p> <p>3.一 企画院、財政金融新体制要綱案を作成し関係方面に内示したが反対強く発表に至らず</p> <p>4. 1 朝鮮銀行券・台湾銀行券の発行限度を定める</p> <p>4. 1 無尽業法中改正法律公布(一部を除き即日施行)</p> <p>4. 7 山形県下4銀行(六十七・風間・鶴岡・出羽)合併し荘内銀行を新立</p> <p>4.12 外国為替管理法改正法律公布施行(全面改正)</p> <p>5. 9 日・仏印間為替取引の円建て実施</p> <p>5.20 大蔵省、英貨為替補償集中制実施を発表(英系通貨圏取引円滑化のため為替銀行の英貨為替売買高および持ち高を横浜正金銀行特別勘定に集中、これに伴う同行のリスクにつき政府が補償)</p> <p>5.27 全国地方銀行協会、年間4億5000万円の社債引受けを決定</p> <p>6. 9 愛知・名古屋・伊藤の3行合併し東海銀行を新立</p> <p>6.19 輸出為替予約取極規則公布(20日施行)</p> <p>6.28 政府、南京政府へ3億円の借款供与を発表</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和16年 (1941年)	<p>6.14 取引先拡大方針を支店あてに通達</p> <p>7. 1 山陰合同銀行に対する合併整理資金の特別融通を承認</p> <p>7.12 大分合同銀行に対する欠損整理資金の特別融通を承認</p> <p>7.21 公定歩合の一部引下げ(政府保証債を抵当とする貸付利率およびこれを保証とする手形割引歩合を5毛引下げ、政府保証以外の社債・地方債による手形割引歩合ならびに当座貸越・コルレスポンデンス貸越利率を1厘引下げ)</p> <p>7.30 日本銀行の国税金受入に関する特別取扱手続公布施行(国税代理店の設置)</p> <p>8. 4 横浜正金銀行本店内に外国為替局分室を設置(外国人関係取締規則の円滑な運営を図るため)</p> <p>8. 6 特別調査委員会、総裁に日本銀行制度改善要綱を答申</p> <p>8.11 特別融通損失審査会官制改正公布施行(全面改正、不動産融資損失審査会廃止)</p> <p>8.16 横浜正金銀行本店に発行元兌換銀行券の寄託を決定(寄託券制度の原形)</p> <p>8.20 時局の進展に伴い緊急の場合には成規外の特別融通・非取引先への融通等臨機の措置をとるよう支店あてに通達</p> <p>8.20 戦時非常措置として、支店長裁量により道府県信用組合連合会に対し据置国債を担保とする手形割引を執行できることとする</p> <p>9. 6 軍需手形取扱要領を支店あてに通知</p> <p>9.25 愛知県農工銀行に対し国債を保証品とする手形割引取引を開始(この後神奈川県・福島県・岡山県農工銀行とも開始)</p> <p>9.26 横浜興信銀行に対する整理資金特別融通を承認</p> <p>10. 1 横浜正金・朝鮮・台湾3行に委託し中国中・北部において日本銀行保有国債の売却を開始</p> <p>10. 7 十八銀行に対する整理資金特別融通を承認</p> <p>10.10 仙台支店開設</p>	<p>7. 1 為替補償集中制を全外貨に拡大実施</p> <p>7. 1 郵便切手貯金復活</p> <p>7. 1 松江・米子両行合併し山陰合同銀行を新立(鳥取県に普通銀行なくなる)</p> <p>7. 4 横浜正金銀行・インドシナ銀行間に日・仏印銀行協定成立</p> <p>7.11 政府、財政金融基本方策要綱を発表</p> <p>7.16 銀行等資金運用令中改正公布施行(債務保証追加)</p> <p>7.18 全国金融協議会改組を決定(業態別10団体設置)</p> <p>7.21 横浜正金銀行上海支店に軍票価値平衡資金を開設</p> <p>7.22 国民更生金庫設立</p> <p>7.26 米国の対日資産凍結により株価暴落、大蔵省、株価安定のため日本興業銀行に対し日本協同証券(株)への融資を命令</p> <p>7.27 横浜正金銀行、ジャワ銀行から日・蘭印金融協定停止の通告を受ける</p> <p>8. 1 横浜正金銀行のタイ国銀行団からの借款(1000万バーツ)契約成立(対タイ国支払決済資金)</p> <p>8.11 投資及担保証券審査会官制公布施行(社債担保審査会廃止)</p> <p>8.16 岩手県、普通銀行の1行化事実上完成(岩手殖産銀行が陸中銀行を買収、残存盛岡銀行は27日清算完了)</p> <p>8.20 日本興業銀行と有力普通銀行10行、時局共同融資団を結成</p> <p>8.26 軍需手形引受制度実施(日本興業銀行に対し国家総動員法による債務引受命令発動)</p> <p>8.27 十銭・五銭アルミ貨の品位・量目・形式を定める</p> <p>8.30 株式価格統制令公布施行</p> <p>9. 1 愛媛県、普通銀行の1行化(松山五十二・豫州・今治商業の3行合併し伊豫合同銀行を新立、現伊予銀行)</p> <p>9.13 定額郵便貯金規則公布(10月1日施行)</p> <p>10. 1 鳥根県、普通銀行の1行化(山陰合同銀行が石州・矢上両行を買収)</p> <p>10. 1 両丹・富津・丹後商工・丹後産業の4行合併し丹和銀行を新立(現京都銀行)</p> <p>10. 1 全国地方銀行協会、日本興業銀行に対する時局金融手形融通を決定(目標額1億円)</p>

昭和 16 年
(1941 年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総銀行裁
<p>7.16 財務局官制公布施行(7か所設置) 7.16 近衛内閣総辞職 7.18 第3次近衛内閣成立 7.26 政府、仏印の共同防衛に関する日・仏間の合意成立を公表(29日議定書調印) 7.28 日本軍、南部仏印に進駐 7.28 外国人関係取引取締規則公布施行</p>	<p>7.25 米国、在米日本・支那資産凍結令布告(26日発効、26日英国およびその属領が、28日蘭印が追随実施) 7.26 英国、日本に対し日英通商航海条約・日印通商条約・日本ビルマ通商条約の破棄を通告(カナダも日英通商航海条約の同国加盟の破棄を通告) 7.27 ニュージーランド、日本との通商・関税航海条約破棄を通告</p>	<p>近衛(第二次) 文磨 7.18</p>	<p>河田 烈 7.18</p>	<p>(第十五代) 結</p>
<p>8.30 重要産業団体令公布(9月1日施行) 8.30 配電統制令公布施行 8.30 金属類回収令公布(9月1日施行)</p>	<p>8.1 米国、日本を目標に航空機燃料その他石油製品輸出禁止 8.14 英国、対日輸出禁止 8.14 ルーズベルト米国大統領とチャーチル英国首相、米英共同宣言(大西洋憲章)を公表</p>	<p>近 衛 文 磨 (第三次)</p>	<p>小 倉 正 恒</p>	<p>城 豊 太 郎</p>
<p>9.10 日本経済連盟会、政府に対し財政対策を建議 9.13 農地開発事業令公布(15日施行) 9.20 食肉配給統制規則公布(10月20日施行)</p>				
<p>10.16 近衛内閣総辞職 10.18 東条英機内閣成立 10.30 重要産業指定規則公布施行(鉄鋼・造船など12業種指定) 10.31 三品取引所立会中止(17年6月20日解散決議)</p>		<p>10.18 東条英機</p>	<p>10.18 賀屋興宣</p>	

年号	日本銀行	金融一般
昭和16年 (1941年)	<p>11. 6 日・仏印決済協定に基づく横浜正金銀行に対する金資金特別会計保有金地金の払下げを開始</p> <p>11.14 日本興業銀行振出し全国地方銀行協会加盟銀行あて約束手形を担保とする手形割引実施を決定</p> <p>11.18 蔵相、議会において日本銀行条例の全面改正案を次の通常議会で提出する旨言明</p> <p>11.18 大蔵省、「日本銀行関係法律中業務及銀行券関係条項」を日本銀行に提示</p> <p>11.18 伊豫合同銀行に対し、同行が旧今治商業銀行から引継いだ債務整理のための特別融通を承認</p> <p>11.27 特別調査委員会、大蔵省作成の日本銀行条例改正案に対する意見書(業務に関する章)を作成(28日、大蔵省へ日本銀行試案を提示、12月5日には銀行券に関する章の意見書を作成)</p> <p>12. 1 福岡支店開設</p> <p>12. 8 蔵相から、金融機関の預金等支払金融融通に関する融資及保証命令ならびに戦災手形の割引に関する融資命令を令達される</p> <p>12. 8 結城総裁、対米英開戦に伴う金融界の覚悟について談話を発表</p> <p>12. 8 銀行・信託業代表者が日本銀行に参集、金融機関は協力して政府の金融対策に即応し万全を期す旨を申合せ</p> <p>12.27 外国為替基金の廃止を決定(運用不能のため、17年2月16日廃止)</p> <p>12.29 大蔵省、日本銀行法案要綱を提示(30日、日本銀行の意見具申)</p> <p>12.31 為替銀行在外資産損失補償措置に基づく凍結資産集中のための要綱を決定</p> <p>12.一 ニューヨーク代理店監督役引揚げ</p>	<p>10.13 秋田・第四十八・湯沢の3行合併し秋田銀行を新立</p> <p>11. 1 郡山商業・会津・白河瀬谷の3行合併し東邦銀行を新立</p> <p>11.13 野村証券・野村信託両社に投資信託業務を認可</p> <p>11.19 郵便貯金利率令公布(12月1日施行、郵便貯金利子割合の件の改正・改称)</p> <p>11.29 山梨県、普通銀行の1行化成る(第十・有信両行合併し山梨中央銀行を新立)</p> <p>12. 1 群馬県、普通銀行の1行化成る(群馬大同銀行が富岡・大間間・松井田・下仁田・上毛の5行を買収)</p> <p>12. 8 蔵相、戦時非常金融対策を発表し金融機関の協力を要請</p> <p>12.13 神奈川県、普通銀行の1行化成る(横浜興信銀行が明和・秦野・足柄農商・相模・鎌倉・平塚江陽の6行を買収)</p> <p>12.18 政府、外国為替銀行の在外凍結資産損失補償措置を決定</p> <p>12.19 戦争保険臨時措置法公布(17年1月26日施行)</p> <p>12.20 横浜正金銀行、タイ国立銀行局からクレジットを受け一部借入れ実行</p> <p>12.29 外国為替管理法に基く外国為替相場取極に関する命令公布(17年1月1日施行、相場公定、蔵相が告示)</p> <p>12.29 信用組合および産業組合中央金庫に法定限度を超える貸出を認める旨の大蔵・農林省令公布施行</p> <p>12.一 大蔵省、貯蓄奨励策として大都市等の銀行簡易店舗の増設(120か店)を認可</p>
昭和17年 (1942年)	<p>1. 4 兌換銀行券(丁)二百円券の様式告示(6日発行の子定であったが実際には20年4月16日に日本銀行券として発行)</p>	<p>1. 8 大東亜戦争国庫債券い号発行(額面6億円)</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>11.20 鉄鋼統制会設立(重要産業団体令に基づくもの、以後17年1月末までに、石炭・鉱山・セメント・車輛・自動車・精密機械・電気機械・金属工業・産業機械・造船の各統制会設立)</p> <p>11.22 国民勤労報国協力令公布(12月1日施行)</p> <p>11.26 産業設備営団法公布(12月5日施行)</p> <p>12. 1 御前会議で対米・英・蘭開戦決定</p> <p>12. 8 米・英両国に対し宣戦布告(太平洋戦争はじまる)</p> <p>12. 8 労務調整令公布(17年1月10日施行)</p> <p>12.12 今次戦争(日中戦争を含む)を大東亜戦争と呼称する旨閣議決定</p> <p>12.16 物資統制令公布施行</p> <p>12.19 言論・出版・集会・結社等臨時取締法公布(21日施行)</p> <p>12.21 日・タイ同盟条約調印</p> <p>12.23 敵産管理法公布施行</p> <p>12.27 農業生産統制令公布(17年1月10日施行)</p>	<p>12.11 ドイツとイタリア、米国に宣戦布告</p> <p>12.26 英中軍事同盟締結</p>	<p>東 条 英 機</p>	<p>賀 屋 興 宣</p>	<p>(第十五代)</p> <p>結 城 豊 太 郎</p>
<p>1. 2 大詔奉戴日設定</p> <p>1. 2 日本軍、マニラを占領</p> <p>1.20 繊維製品配給消費統制規則公布施行</p>	<p>1. 1 連合国26か国、ワシントンにおいて大西洋憲章の確認・単独不講和の共同宣言に調印</p>			

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和17年 (1942年)	<p>1. 6 兌換銀行券(い)五円券を発行</p> <p>1. 6 札幌支店開設</p> <p>1. 7 日本銀行法案要綱を閣議決定</p> <p>1. 9 大蔵省から、金融機関に対する預金等便宜代払に関する債務引受命令書を預託される</p> <p>1.10 蒙疆銀行に対し、国債を保証とする手形割引取引を開始</p> <p>1.19 日本銀行法案を第79回帝国議会上に提出(2月12日成立)</p> <p>2. 2 高松支店開設</p> <p>2.24 日本銀行法公布(1~60条・64~72条は3月20日施行、その他は5月1日施行、①株式会社組織から出資金による特殊法人となる<出資金1億円、うち政府出資5500万円>②管理通貨制度の採用<発行限度は大蔵大臣が定める、制限外発行税廃止>③日本銀行条例・兌換銀行券条例・日本銀行納付金法・兌換銀行券条例の臨時特例に関する件・金準備評価法の廃止など)</p> <p>3.14 日本銀行法施行令公布(20日施行)</p> <p>3.23 改組手続のため4月10日以降の日本銀行株券の義書替停止を広告</p> <p>4. 1 兌換銀行券発行限度を60億圓に改定(従来は47億圓)</p> <p>4. 1 大蔵大臣、日本銀行改組委員を任命(24名)</p> <p>4.16 兌換銀行券(甲)千円券の様式告示(20日発行の予定であったが実際には20年8月17日に日本銀行券として発行)</p>	<p>2.12 昭和17年度一般会計歳出の財源に充てるため公債発行に関する法律公布施行</p> <p>2.13 大蔵省、百貨店に対し商品券発行を中止させ、国債の常時売りさばき方を令達</p> <p>2.16 郵便局でシンガポール陥落記念国債(大東亜戦争割引国庫債券特1号)を売出し</p> <p>2.16 百貨店での国債売りさばき再開</p> <p>2.18 会計法戦時特例公布(4月28日施行)</p> <p>2.18 社債登録法公布(5月1日施行)</p> <p>2.18 日本勸業銀行法中改正・農工銀行法中改正・北海道拓殖銀行法中改正公布施行(貸付の諸制限緩和)</p> <p>2.20 戦時金融金庫法・南方開発金庫法各公布(いずれも3月1日施行)</p> <p>2.20 米穀需給特別会計法を食糧管理特別会計法と改題(昭和17年度から施行、米穀証券も食糧証券と改称)</p> <p>2.21 大東亜戦争割引国庫債券(第1回、額面3000万円)発行</p> <p>2.22 宮城県、普通銀行の1行化(七十七銀行が仙南銀行を買収)</p> <p>3. 1 茨城県、普通銀行の1行化(常陽銀行が石岡・猿田公益両行を買収)</p> <p>3.11 郵便貯金法中改正公布(4月1日施行、預入総額限度拡大)</p> <p>3.20 食糧証券発行規程公布(4月1日施行)</p> <p>3.30 南方開発金庫設立(4月1日開業)</p> <p>3.31 輸出為替予約取極規則廃止公布施行</p> <p>4. 1 臨時資金調整法中改正公布施行(興業債券・商工債券等の発行限度増額)</p> <p>4. 1 朝鮮銀行券・台湾銀行券の発行限度拡大</p> <p>4.10 証券引受会社協会、国債・公社債の募集売買に関する会員間協定を締結</p> <p>4.18 戦時金融金庫設立</p> <p>4.18 金融統制団体令・同施行規則公布施行</p> <p>4.21 日・タイ間に円・バーツ等価値協定成立(22日実施)および特別円決済に関する協定仮調印(正式調印5月2日)</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和17年 (1942年)	<p>5. 1 日本銀行法による日本銀行として新発足(新定款・新内規を実施、発足時の部局室=秘書室・人事部・検査部・審査部・発券局・営業局・国庫局・国債局・証券局・外事局・資金調整局・考査局・調査局・計理局・文書局)</p> <p>5. 1 日本銀行法により公定歩合公告(官報2日、金利に実質の変動はなく形式のみ改正)</p> <p>5. 1 損傷日本銀行券引換規程公布施行</p> <p>5. 4 日本銀行株式補償審査委員会官制公布施行(6月13日廃止)</p> <p>5.23 全国金融統制会定款により日本銀行総裁が同会会長に、蔵相任命により副総裁が同副会長に就任(同会事務局を日本銀行に置く)</p> <p>6.12 証券引受会社に対し、市中買入れの手持ち国債を担保とする特別融通実施を決定</p> <p>6.18 日本銀行・タイ大蔵省間に特別円決済に関する協定ならびに2億円の借款供与協定が成立</p> <p>6.23 企画委員会設置(日本銀行の施策に関する総裁の諮問機関、20年4月廃止)</p> <p>7.14 空襲等緊急時における手形交換所決済資金特別融通措置を決定</p> <p>7.28 中央儲備銀行に対する1億円の借款供与契約調印</p> <p>7.29 為替管理関係許可事務の日本銀行出張官吏制度が廃止され、同事務は日本銀行に委託される(8月1日以降実施)</p> <p>8. 3 全国金融統制会の地方事務処理のため、日本銀行支店長を地方委員とし会長代理権限を付与</p>	<p>4.23 金融統制団体令による業態別統制会の会員たる資格の指定・業態別統制会の設立命令・設立委員の任命等に関し告示</p> <p>4.24 横浜正金銀行にインドシナ銀行特別円勘定を開設</p> <p>5. 1 全国無尽中央会、証券投資預金制度を新設</p> <p>5.11 普通銀行統制会・地方銀行統制会成立</p> <p>5.12 貯蓄銀行統制会・証券引受業者統制会・信託統制会成立</p> <p>5.13 16日にかけて各府県単位の組合金融統制団相次いで成立</p> <p>5.13 無尽統制会成立</p> <p>5.14 勸業金融統制会・生命保険統制会・市街地信用組合統制会成立</p> <p>5.15 全国金融統制会の会員たる資格の指定・同会の設立命令・設立委員の任命等に関し告示</p> <p>5.16 金融事業整備令・同施行規則公布施行</p> <p>5.22 短資業統制組合成立</p> <p>5.23 全国金融統制会成立(全国金融協議会解散)</p> <p>5.30 組合金融統制会成立</p> <p>6. 8 戦時郵便貯金切手発売</p> <p>6.15 金融統制団体令に基づく地方金融協議会の設立命令告示</p> <p>6.19 貿易統制会、転廃業者の未解決輸出手形の融資を決定</p> <p>6.20 野村信託を除く信託20社と証券引受5社による日本投資信託(株)設立</p> <p>6.30 時局共同融資団、事業を全国金融統制会に移して解散</p> <p>6.一 国債・債券の道府県別消化目標の割当てはじまる(隣保消化方式広まる)</p> <p>7. 9 預金者貯蓄組合制度創設</p> <p>7.13 貯蓄銀行、興業債券の計画的引受けを決定(年間1億円)</p> <p>7.23 宮城・茨城・千葉・山口各県に地方金融協議会成立(以後8月にかけて各府県とも相次いで成立をみる)</p> <p>7.23 大東亜建設審議会、大東亜の金融・財政および交易に関する方策を決定</p> <p>7.24 手形保証事務取扱規程公布施行(軍需手形に軍が保証)</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和17年 (1942年)	<p>8.10 地方銀行に対し、日本興業銀行が地方銀行資金借入れのために振出した約束手形を担保とする手形貸付を実施</p> <p>10. — ベルリン駐在参事設置</p> <p>11.18 政府保証軍需手形の割引およびこれを担保とする手形貸付を実施</p> <p>11.26 1000円券以下の小額国債の日本銀行直接買上げおよび証券引受会社の市中買入小口国債の日本銀行買上げを実施</p> <p>12.12 登録社債を手形貸付の担保として承認(17日実施)</p> <p>12.18 年末対策として普通銀行保有手形の売戻条件付買入れを決定</p> <p>12.31 金資金特別会計の内地産金等買入資金調達のため、同会計保有金地金の売戻条件付買入れを開始</p>	<p>9.23 横浜正金銀行、日・タイ政府間の軍費協定成立までのつなぎとしてタイ銀行局から借款受入れにつき約定</p> <p>10.15 損害保険統制会成立</p> <p>10.20 樺太金融協議会成立し全国地方別金融協議会の結成完了</p> <p>10.23 五十銭紙幣の形式制定</p> <p>11. 2 社債引受団、11行5信託から14行5信託に拡大</p> <p>11.20 全国金融統制会、資金吸収の諸方策を建議(切手貯蓄・免税貯蓄案など)</p> <p>11.24 日・タイ新軍事費協定成立</p> <p>12. 1 熊本県、普通銀行の1行化成る(肥後銀行が井芹・八代共立・小国の3行を買収)</p> <p>12. 7 長岡・六十九両行合併し長岡六十九銀行を新立(現北越銀行)</p> <p>12. — 全国金融統制会、政府諮問に応じ内国為替共同決済制度創設に関し答申</p>
昭和18年 (1943年)	<p>3.10 内国為替集中決済制度要綱を決定</p> <p>3.10 中国連合準備銀行に対する2億円の借款供与契約調印</p> <p>3.19 日本銀行・タイ大蔵省およびタイ中央銀行間に特別円決済に関する協定成立(タイ中央銀行設立に伴い借款供与の相手方を同行に変更)</p>	<p>1.20 日・仏印間決済の様式に関する日仏公文を交換</p> <p>2. 5 十銭・五銭・一銭アルミ貨の形式制定</p> <p>3. 1 福島県、普通銀行の1行化成る(東邦銀行が矢吹・田村実業・磐東の3行を買収)</p> <p>3. 1 静岡三五・遠州両行合併し静岡銀行を新立</p> <p>3. 4 大東亜戦争戦費支弁公債の発行限度拡張をその都度法律改正によらず、臨時軍事費特別会計の歳入不足の範囲内で発行しように改める旨の法律を公布施行</p> <p>3. 6 昭和18年度一般会計歳出の財源に充てるため公債発行に関する法律公布施行</p> <p>3.11 普通銀行の貯蓄業務又は信託業務の兼営に関する法律公布(5月20日施行)</p> <p>3.11 銀行等の事務の簡素化に関する法律公布施行</p> <p>3.11 日本証券取引所法公布(一部25日、その他6月30日施行)</p> <p>3.11 農業団体法公布(一部即日、その他9月15日以降施行)により産業組合中央金庫を農</p>

昭和17年～昭和18年
(1942年～1943年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>8. 8 ソロモン海戦(米軍の反攻開始される、24日第2次、11月14日第3次海戦)</p> <p>9. 1 軽金属統制会成立(指定追加業種の業種別統制会相次いで成立)</p> <p>9. 1 中央食糧営団設立</p> <p>10.24 食糧管理委員会官制公布施行</p> <p>11. 1 大東亜省官制公布施行(同時に各省庁官制が大幅改正される)</p> <p>11. 1 各府県に経済部を設置</p>	<p>10.26 新・満州中央銀行法公布</p> <p>10.30 米国、公定歩合引上げ、1→1.5%</p> <p>11. 8 米・英連合軍、北アフリカ上陸作戦開始</p> <p>11.19 ソ連軍、スターリングラードで大反攻開始</p> <p>12. 2 米国、原子核分裂に成功</p> <p>12.10 タイ中央銀行設立(11日開業)</p>	東	賀	結
<p>1. 6 繊維等配給統制規則公布(2月1日施行)</p> <p>1.20 日独間および日伊間の経済協力協定調印</p> <p>2. 1 日本軍、ガデルカナル島から撤退開始</p> <p>3. 4 戦争死亡傷害保険法公布(4月1日施行)</p> <p>3. 6 交易営団法公布(一部を除き4月12日施行、7月1日開業)</p> <p>3. 9 日本産金振興(株)を帝国鉱業開発(株)に合併</p> <p>3.11 水産団体法公布(一部即日、その他9月11日施行)</p> <p>3.12 石油専売法公布(7月1日施行)</p> <p>3.12 商工経済会法公布(6月1日施行、商工会議所法廃止)</p> <p>3.12 商工組合法公布(7月20日施行、工業組合法・商業組合法廃止)</p> <p>3.18 戦時行政特別法公布施行</p> <p>3.24 金属回収本部官制公布施行</p>	<p>3. 3 連合国通貨会議、ロンドンで開催</p>	英 機	興 宣	(第十五代) 城 豊 太 郎

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和18年 (1943年)	<p>4. 1 鹿児島支店開設</p> <p>4. 19 事業年度の改正許可(定款・内規改正、4月～9月、10月～翌年3月に改め7月1日から実施)</p> <p>5. 8 蒙疆銀行に対する5000万円のクレジット供与の契約調印</p> <p>6. 1 静岡支店開設</p> <p>6. 12 日本興業銀行が地方銀行・貯蓄銀行から資金借入れのために振出した約束手形を、地方銀行・貯蓄銀行に対する日本銀行手形貸付の担保として承認</p> <p>6. 21 日本銀行の国債元利金支払に関する特別取扱に関する件公布施行(日本銀行国債代理店の設置)</p> <p>6. 30 国債消化のため普通銀行保有手形の売戻条件付臨時買入れ実施を決定</p> <p>7. 1 さしあたり5大都市に国債代理店制を実施</p> <p>7. 15 政府から日本銀行が行う企業整備資金措置法認許可事務の取扱規程を示達される</p>	<p>林中央金庫に、産業債券を農林債券に改める(農会法廃止)</p> <p>3. 11 市街地信用組合法公布(4月1日施行)</p> <p>3. 14 京都府、普通銀行の1行化(京都大内銀行が安田・丹和両行に分割買取される)</p> <p>3. 15 外貨債処理法公布施行</p> <p>3. 16 納税施設法公布(4月1日施行、納税準備預金の創設等)</p> <p>3. 17 教育基金特別会計法外23法律の廃止に関する法律公布により、農工銀行補助法・糸価安定融資補償法・糸価安定融資損失善後処理法・輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法など廃止(4月1日施行)</p> <p>3. 20 日・仏印決済協定に基づく横浜正金銀行とインドシナ銀行間の協定調印</p> <p>3. 26 有価証券取引委員会官制公布施行</p> <p>3. 26 為替交易調整特別会計設置等為替交易調整法公布(一部を除き4月1日施行)</p> <p>3. 27 第一・三井両行合併し帝国銀行を新立</p> <p>3. 29 第四銀行、長岡六十九銀行を除く新潟県内残存普通銀行4行を合同</p> <p>3. 31 千葉合同・第九十八・小見川農商の3行合併し千葉銀行を新立</p> <p>4. 1 月掛郵便貯金規則公布施行</p> <p>4. 1 臨時軍事費特別会計、横浜正金・朝鮮両行および南方開発金庫から占領地現地通貨の借入れを開始</p> <p>4. 1 中国中南部における軍票の新規発行を停止</p> <p>4. 1 南方開発金庫、発券業務を開始</p> <p>4. 1 三菱銀行、第百銀行を合併</p> <p>4. 10 貯蓄債券・報国債券の買取制度実施</p> <p>6. 3 国債貯金規則公布施行</p> <p>6. 8 日独経済協力協定に基づく横浜正金銀行とドイツ東亜銀行との銀行協定調印</p> <p>6. 26 企業整備資金措置法公布(7月15日施行)</p> <p>6. 26 滋賀県、普通銀行の1行化(滋賀銀行が柏原銀行を買収)</p> <p>7. 1 日本証券取引所法による証券市場開設(東京・大阪など全国11か所)</p> <p>7. 1 埼玉県、普通銀行の1行化(武州・第八十五・忍商業・飯能の4行合併し埼玉銀行)</p>

昭和 18 年
(1943 年)

政治・経済等	海 外	首 相	大 蔵 大 臣	日 本 銀 行 裁
<p>4.16 政府、緊急物価対策要綱・価格報奨制度要綱を閣議決定</p> <p>4.26 関税法戦時特例公布(5月1日施行)</p> <p>5.29 アッツ島の日本軍全滅</p> <p>6. 1 東京都制公布(7月1日施行)</p> <p>6. 1 政府、戦力増強企業整備要綱を閣議決定</p> <p>6.16 工場法戦時特例公布施行(工場就業時間制限令廃止)</p> <p>6.25 政府、学徒戦時動員体制確立要綱を閣議決定</p>	<p>4. 7 米国、戦後の為替安定維持のための国際安定基金創設案(ホワイト案)を発表</p> <p>4. 8 英国、国際清算同盟案(ケインズ案)を含む4月7日付白書を発表</p> <p>6.21 中国連合準備銀行、満州中央銀行に対し9000万円の借款供与調印</p> <p>7.25 イタリア、ムッソリーニ首相失脚</p>	<p>東 条 英 機</p>	<p>賀 屋 興 宣</p>	<p>(第十五代) 結 城 豊 太 郎</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和18年 (1943年)	<p>8. 2 内国為替集中決済制度実施(内国為替決済金勘定付替取扱い開始)</p> <p>9.16 国庫金取扱店の国庫金出納非常取扱手続を制定</p> <p>11.10 高知支店開設</p> <p>12.15 日本銀行券(い)十円券・(ろ)五円券・(い)一円券を発行</p> <p>12.15 政府から昭和16年12月8日付金融機関の預金等支払資金融通に関する融資及保証命令ならびに戦時手形の割引に関する融資命令の実施細目を令達される</p> <p>12.20 企業整備資金措置法関係認許可権限の一部を企業整備資金委員会から委譲される</p> <p>12.31 臨時金地金買上規則廃止</p>	<p>を新立)</p> <p>7.15 企業整備資金委員会官制公布施行</p> <p>7.17 株式譲渡命令に関する件公布施行</p> <p>7.31 富山県、普通銀行の1行化成る(富山・中越・高岡・十二の4行合併し北陸銀行を新立)</p> <p>8.20 大東亞戦争特別国庫債券い号発行(1億3200万円)</p> <p>9.12 鳥取県下金融機関、同地方震災対策として局地的な預金代払い実施を申合せ</p> <p>9.23 全国金融統制会、10月以降金融機関の土曜日半体制廃止を会員あてに通知</p> <p>9.25 全国銀行による小額国債売買制度実施</p> <p>9.30 山一・小池両証券会社合併し山一証券を新立</p> <p>10. 1 青森県下普通銀行5行(第五十九・八戸・津軽・板柳・青森)が合併し青森銀行を新立</p> <p>10. 8 国債郵便貯金規則公布(20日施行)</p> <p>10.13 日本勧業銀行、貯蓄券を発行</p> <p>10.21 三菱系損害保険3社合併による東京海上火災保険(株)の設立を発表(このころ損保業界の統合化進展、11月には安田系・岡崎系等の合同新会社設立も発表される)</p> <p>10.29 石川県、普通銀行の1行化成る(加能合同・能和・加州の3行合併し北国銀行を新立)</p> <p>11.10 国債関係事務簡捷化に関する法律公布施行</p> <p>12.11 全国金融統制会、傘下各銀行の当座預金利息廃止を決定(19年4月1日から6大都市の銀行において実施)</p> <p>12.27 長野県、普通銀行の1行化成る(八十二銀行が飯田銀行を合併)</p> <p>12.27 大分県、普通銀行の1行化成る(豊前銀行が住友・大分合同両行に分割買収される)</p> <p>12.27 藤本証券、日本信託銀行の証券部を合併し大和証券を新立(同行銀行部は安田銀行へ)</p>
昭和19年 (1944年)	<p>1. 7 政府から非常災害時の国庫金の応急調整措置に関し令達される(政府当座預金等に不</p>	<p>1.18 政府、いわゆる軍需融資指定金融機関制度の実施を発表し、その要領を指定会社・指</p>

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>8. 1 日本・ビルマ同盟条約調印(ビルマを独立国として承認)</p> <p>8. 31 政府、石炭・銅・化学肥料・造船に特別価格報奨制適用を決定</p> <p>9. 21 政府、国内態勢強化策を閣議決定(食糧自給態勢・航空機生産最優先策等を確立)</p> <p>9. 25 中央水産会設立</p> <p>9. 27 中央農業会設立</p> <p>9. 30 全国農業経済会設立</p> <p>10. 2 在学を事由とする徴集延期を全面停止する勅令公布施行</p> <p>10. 8 貿易統制会、交易営団設立に伴い解散</p> <p>10. 14 日比同盟条約調印(フィリピンを独立国として承認)</p> <p>10. 18 統制会社令公布施行</p> <p>10. 30 日華同盟条約調印</p> <p>10. 31 軍需会社法公布(12月17日施行)</p> <p>11. 1 行政機構改正(農商省・軍需省・運輸通信省官制公布施行、農林省・商工省・逓信省・鉄道省・企画院の廃止など)</p> <p>11. 5 大東亜会議、東京で開催</p> <p>11. 24 物価対策審議会廃止</p> <p>12. 21 政府、都市疎開実施要綱を閣議決定</p>	<p>9. 8 イタリア、無条件降伏</p> <p>11. 22 ルーズベルト・チャーチル・蒋介石、カイロで会議(27日、カイロ宣言、日本への無条件降伏要求を決定)</p> <p>11. 28 米・英・ソ3か国首脳、テヘランで会議(欧州第2戦線結成、ソ連の対日参戦等を協議)</p>	<p>東 賀 結</p> <p>条 屋 城</p> <p>英 興 豊</p> <p>機 宣 太</p>	<p>(第十五代)</p>	<p>結 城 豊 太 郎</p>
<p>1. 18 軍需会社指定(150社)</p> <p>1. 18 政府、緊急国民勤労動員方策要綱・学</p>	<p>1. 15 ビルマ国立銀行開業</p>			

年 号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和19年 (1944年)	<p>足が生じたときは、政府勘定保有国債を日本銀行が自動的に買入れ代り金により補填)</p> <p>1.18 寄託券制度による緊急資金供給措置を実施(4月8日以降銀行券寄託店を特殊銀行店舗から普通銀行店舗に拡大)</p> <p>3.14 軍需融資の指定金融機関が複数の場合の融資分担方法・軍需融資協力団の結成等に関する基本方針を支店へ通知</p> <p>3.18 結城総裁辞任、第16代総裁に洪沢敬三が就任</p> <p>3.20 日本銀行券(い)百円券を発行</p> <p>4. 4 公定歩合の形式を変更し軍需手形を優遇(政府保証または日本興業銀行引受軍需手形の割引歩合ならびに同軍需手形を担保とする貸付利子歩合を商業手形割引歩合と同率とする、なおいわゆる並手形<その他手形>を担保とする貸付利子歩合を引下げ)</p> <p>4. 4 貸出利率調整制度(一定基準超過の貸出に対し調整利率<高率>を適用)を実施、これに伴い従来の高率適用手続は廃止</p> <p>6.10 日本銀行戦時特別預金取扱規程公布施行</p> <p>6.18 軍需融資協力団の指定金融機関に対する協力融資債権を手形貸付担保として認める</p> <p>6.26 南洋群島所在6信用組合に対し預金等支払資金融通に関する融資及債務保証命令に基づく融通を決定(米軍進攻に伴い預貯金支払い急増)</p>	<p>定金融機関に通達</p> <p>1.22 貯蓄銀行法等戦時特例公布施行</p> <p>2. 1 鹿児島県、普通銀行の1行化成る(第百四十七・鹿児島・鹿児島貯蓄の3行合併し鹿児島興業銀行を新立)</p> <p>2.15 昭和19年度一般会計歳出の財源に充てるため公債発行に関する法律公布施行</p> <p>2.15 厚生保険特別会計法・簡易生命保険及郵便年金特別会計法各公布(19年度から施行)</p> <p>2.15 臨時資金調整法中改正公布(3月15日以降分割施行、貯蓄債券・報国債券の発行限度増額)</p> <p>2.15 戦時喪失無記名国債証券臨時措置法公布(5月1日施行)</p> <p>2.15 戦時特殊損害保険法公布(4月25日施行)</p> <p>2.29 大蔵省、銀行の近接店舗の統合整理に関し通達</p> <p>3. 4 全国金融統制会、金融機関の日曜・休日を廃止</p> <p>3. 8 十銭・五銭錫合金貨、一銭錫亜鉛合金貨の形式制定</p> <p>3.31 山口県、普通銀行の1行化成る(大島・華南・宇部・船城・百十の5行合併し山口銀行を新立)</p> <p>3.31 日興・川島屋両証券合併し日興証券を新立</p> <p>4. 1 郵便貯金金利引下げ(2.76%→2.64%)</p> <p>4. 1 株式配当金振込制度実施</p> <p>4. 1 全国金融統制会の指示により、6大都市における銀行当座預金の付利廃止</p> <p>4. 1 全国金融統制会、関東地区金融関係非常駅伝路線を設定</p> <p>6. 1 千葉県、普通銀行の1行化成る(千葉銀行が野田商誘銀行を買収)</p> <p>6. 2 割増金付預金規則公布施行</p> <p>6.20 大蔵省、戦時非常金融対策整備要領を発表</p> <p>6.20 取引員統制会設立</p> <p>6.21 大蔵大臣、金融機関に対し預金等の便宜代払に関する債務引受命令を発動</p> <p>6.29 職域等における貯蓄協力命令に関する件公布(7月1日施行)</p>

昭和19年
(1944年)

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>徒動労働員方策要綱を閣議決定</p> <p>1.26 防空法による疎開地指定</p> <p>1.28 物価協議会官制公布施行</p> <p>2.10 会社等臨時措置法公布(3月21日施行)</p> <p>2.10 経済関係罰則の整備に関する法律公布(4月20日施行)</p> <p>3.31 税制改正(増税目的、4月1日施行)</p> <p>4.27 軍需会社第2次指定(424社)</p> <p>6.16 中国基地の米軍機(B29・B24)、北九州を空襲</p> <p>6.19 マリアナ沖海戦</p>	<p>2.29 フィリピン中央銀行法成立</p> <p>4.21 米・英両国、国際通貨基金設立構想を 発表</p> <p>6.6 連合軍、ノルマンジー上陸</p>	<p>東</p> <p>条</p> <p>英</p> <p>機</p>	<p>賀</p> <p>屋</p> <p>興</p> <p>宣</p> <p>2.19</p> <p>石</p> <p>渡</p> <p>莊</p> <p>太郎</p>	<p>(第十五代)</p> <p>結</p> <p>城</p> <p>豊</p> <p>太郎</p> <p>3.18</p> <p>(第十六代)</p> <p>渋</p> <p>沢</p> <p>敬</p> <p>三</p>

年号	日本銀行	金融一般
昭和19年 (1944年)	<p>7.31 日本銀行指定倉庫制度廃止</p> <p>8.25 中央儲備銀行に対する4億円の借款供与契約調印</p> <p>8.30 小笠原諸島・伊豆七島・沖縄・薩南諸島所在信用組合・協同組合等相互間の預金便宜代払いに対する債務引受命令を発せられる</p> <p>9.12 政府の白金買上げへの協力・売却取次ぎにつき支店あてに通知</p> <p>9.13 満州中央銀行に対する不足円資金特別融通契約締結</p> <p>9.13 中国連合準備銀行に対する2億円の借款供与契約調印</p> <p>9.15 担保の種類・担保価格を大幅に改正(国債優遇など)</p> <p>9.18 政府へ日本銀行保有金地金を買戻条件付きで売却(対支緊急支払資金、20日にも実施)</p> <p>10. 1 国庫局川越分室開設(事務の疎開、20年9月20日廃止)</p> <p>10.11 横浜正金銀行に対し、軍票価値平衡資金勘定閉鎖(9月30日)に伴う国庫返納円資金特別融通を承認</p> <p>10.11 フィリピン共和国に対する2億円の借款供与契約調印</p> <p>11. 1 日本銀行券(い)十銭券および(い)五銭券を発行</p> <p>11.17 那覇信用組合に対し命令融資を執行</p> <p>11.20 無番号の日本銀行券(い)十円券・(ろ)五円券・(い)一円券を発行</p> <p>12. 1 国庫局水戸分室開設(事務の疎開、20年8月1日廃止)</p> <p>12.11 前橋支店開設</p> <p>12.14 日本証券取引所に対する非常事態発生時の手形貸付取引とそのため当座預金取引・当座付替取扱い開始を決定</p> <p>12.19 那覇市所在南和無尽(株)に対し命令融資を執行</p> <p>12.26 日本銀行所有残存金地金を政府へ売却</p>	<p>8. 1 安田銀行、昭和銀行を合併、第三銀行を買収</p> <p>8. 1 帝国銀行、十五銀行を合併</p> <p>8.28 野村銀行、野村信託を合併</p> <p>8.31 福券規則公布施行(報国債券発行停止)</p> <p>9. 1 北海道拓殖銀行、北海道銀行を合併(北海道に普通銀行なくなる)</p> <p>9. 5 大蔵省、全国金融統制会へ戦災時社債対策に関し通達</p> <p>9. 9 高知県、普通銀行の1行化成る(四国銀行が土庫銀行を買収)</p> <p>9.18 日本勧業銀行、残存5農工銀行(福島県・茨城・神奈川県・愛知県・岡山県)を合併(勸業合併完了)</p> <p>9.18 日本証券取引所、証券金融を開始</p> <p>9.22 長期貯蓄の期限前払戻等に関する件公布(10月1日施行)</p> <p>9.29 大蔵省、勸業金融統制会に解散命令</p> <p>10. 9 全国金融統制会、戦災手形・小切手の非常措置を発表</p> <p>11.25 臨時資金調整法特例公布(12月1日施行、認許可の簡素化)</p> <p>12. 5 合同貯蓄規則公布(11日施行)</p> <p>12. 8 東海・近畿地方地震被害に対し非常金融対策を発動</p>
昭和20年 (1945年)		

昭和19年～昭和20年
(1944年～1945年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>7. 7 サイパン島の日本軍全滅 7.18 東条内閣総辞職 7.22 小磯内閣成立 8. 4 政府、国民総武装を閣議決定 8.10 グアム島の日本軍全滅 8.15 軍需用ダイヤモンドの買上げ開始 8.23 学徒勤労令・女子挺身勤労令公布施行 8.23 造幣局に於ける軍需品等の製造に関する勅令公布施行 9. 1 軍需用白金の非常回収運動開始</p> <p>10. 1 民間所有銀の政府買上げ開始 10.10 白金製品等の譲渡に関する統制に関する件公布(15日施行) 10.18 兵役法施行規則改正(17歳以上を兵役に編入)公布(11月1日施行) 10.24 レイテ沖海戦</p> <p>11. 1 会社経理特別措置令公布施行 11.24 マリアナ基地の米軍機(B29)約70機、東京を爆撃</p> <p>12. 7 東海・近畿地方大地震 12.29 軍需会社第3次指定(119社)</p>	<p>7. 1 反枢軸国国際通貨会議、ブレトン・ウッズで開催(44か国参加、国際通貨基金・国際復興開発銀行設立を討議) 8.25 連合軍、バリ入城</p> <p>9. 5 ロンドンにおいて、ベルギー・オランダ・ルクセンブルクの亡命政権、関税同盟(ベネルックス)創設の協定に調印</p>	<p>東条英機 7.22</p> <p>小磯国昭</p>	<p>石渡 敬三</p>	<p>(第十六代)</p> <p>淡 沢 敬 三</p>
<p>1. 9 米軍、ルソン島に上陸 1.27 軍需充足会社令公布施行(2月3日、</p>				

年号	日本銀行	金融一般
昭和20年 (1945年)	<p>2.21 売戻約款付国債買入制度を廃止</p> <p>3.16 日本銀行に蔵相・大銀行首脳参集し資金統合銀行設立問題を協議</p> <p>3.17 横浜正金銀行に対する外国為替貸付金・預け金を廃止し一般貸付・特殊貸付・当座貸越の3本建てに整理統合を図る</p> <p>3.19 短資取引担保登録国債代用証書制度を実施</p> <p>4.2 長崎駐在員事務所開設</p> <p>4.10 総務部設置、調査局を調査部、考査局を統制局と改称、審査部・検査部・計理局・証券局を廃止</p> <p>4.10 戦災による預金引出に対応する資金の貸出につき調整率の適用を免除</p> <p>4.16 昭和17年1月様式告示の兌換銀行券(丁)二百円券を日本銀行券として発行</p> <p>4.16 徳島駐在員事務所開設</p> <p>4.18 戦時金融金庫が大阪証券市場で行う株式てこ入れ資金に関する取扱いおよび当座貸越取引開始を決定</p> <p>4.25 空襲で全焼した高田農商銀行(東京)に対し命令融資を実行</p> <p>5.1 福島支店に特別国庫課を設置(本店から国庫事務の一部を疎開)</p> <p>5.7 青森駐在員事務所開設</p> <p>5.24 軍需充足会社・軍需会社の支払手形を手形貸付担保として認める</p>	<p>2.9 外資金庫法公布(11日施行)</p> <p>2.14 外資金庫設立(3月1日開業)</p> <p>2.14 臨時資金調整法中改正公布(一部22日、その他4月10日施行、興業債券の発行限度増額ほか)</p> <p>2.14 生命保険中央会法・損害保険中央会法各公布(いずれも一部3月8日、その他4月1日施行)</p> <p>2.15 昭和20年度一般会計歳出の財源に充てるため公債発行に関する法律公布施行</p> <p>2.16 軍需金融等特別措置法公布(3月23日施行)</p> <p>3.27 共同融資銀行設立(地方銀行資金の一元的運用・統制のため、4月1日開業)</p> <p>3.31 福岡県、普通銀行の1行化(十七・筑邦・嘉穂・福岡貯蓄の4行合併し福岡銀行を新立)</p> <p>4.1 金融機関、預貯金種目の整理を実施</p> <p>4.10 郵便貯金即時払の金額制限を撤廃</p> <p>5.1 和歌山県、普通銀行の1行化(大同銀行が三和銀行に吸収合併され紀陽銀行1行となる)</p> <p>5.1 広島県、普通銀行の1行化(芸備・呉・備南・三次・広島合同貯蓄の5行合併し芸備銀行を新立、現広島銀行)</p> <p>5.8 資金統合銀行設立(軍需融資に対する資金の円滑化・効率化を図るため、業務は日本銀行が兼務、5月15日開業)</p> <p>5.14 北海道拓殖銀行、北海貯蓄銀行を合併し北海道内は特殊銀行1行のみとなる</p> <p>5.15 都市貯蓄銀行9行(安田貯蓄・不動貯金・東京貯蓄・内国貯蓄・第一相互貯蓄・大阪貯</p>

昭和 20 年
(1945 年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>第1次指定41社)</p> <p>2.19 戦時物価審議会官制公布施行</p> <p>3. 6 国民勤労動員令公布(10日施行)</p> <p>3. 9 米軍機(B29)、10日未明にかけて東京を大空襲(江東地区全滅)</p> <p>3.17 硫黄島の日本軍全滅</p> <p>3.30 会社経理統制令中改正公布施行</p> <p>4. 1 米軍、沖縄本島に上陸</p> <p>4. 5 小磯内閣総辞職</p> <p>4. 7 鈴木貫太郎内閣成立</p>	<p>2. 4 米・英・ソ3か国首脳、ヤルタ会談(ソ連の対日参戦を決定、対独賠償等を協議)</p> <p>4. 5 ソ連、日ソ中立条約は期限後延長せずと通告</p> <p>4.12 ルーズベルト米国大統領死去、副大統領トルーマンが昇格</p> <p>4.22 ソ連軍、ベルリンに突入</p> <p>4.25 サンフランシスコで連合国内閣会議を開催(50か国参加、6月26日、国連憲章を採択)</p> <p>5. 7 ドイツ、無条件降伏(8日調印)</p>	<p>小磯国昭</p> <p>4.7</p> <p>鈴木貫太郎</p>	<p>石渡莊太郎</p> <p>2.21</p> <p>津島寿一</p> <p>4.7</p> <p>広瀬豊作</p>	<p>(第十六代)</p> <p>波 沢 敬 三</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和20年 (1945年)	<p>6.20 手形交換業務を日本銀行に吸収(東京以外は7月1日)</p> <p>6.20 預金代払金額の日本銀行集中決済実施に関する取扱要綱を制定</p> <p>7.11 宇都宮駐在員事務所開設</p> <p>7.16 長野・大分・豊原駐在員事務所開設</p> <p>7.23 甲府支店開設</p> <p>8.1 本土決戦に備え、国債売買事務を支店に移譲</p> <p>8.1 水戸・千葉・富山駐在員事務所開設</p> <p>8.6 和歌山駐在員事務所開設</p> <p>8.10 盛岡・山形駐在員事務所開設</p> <p>8.15 津駐在員事務所開設</p> <p>8.16 昭和2年5月様式告示の兌換銀行券(丙)二百円券を日本銀行券として発行</p> <p>8.17 昭和17年4月様式告示の兌換銀行券(甲)千円券を日本銀行券として発行</p> <p>8.17 日本銀行券(ろ)百円券・(ろ)十円券を発行</p> <p>8.18 岐阜駐在員事務所開設</p> <p>8.20 売戻条件付買入金製品の売戻し開始(10月1日、連合軍による日本銀行保管の金・銀地金接収に伴い中止)</p> <p>8.21 調査部、「ポツダム宣言を前提とせる日本経済の将来構図」について取りまとめる</p> <p>8.28 横浜駐在員事務所開設</p> <p>8.30 大蔵大臣から連合軍所要駐屯費の仮払いを命じられる</p> <p>8.31 渉外事務室設置(21年2月19日、外事局渉外課となる)</p> <p>8.一 米国、日本占領のための民政資料として「日本銀行の管理と利用」と題するパンフレットを作成</p> <p>9.4 GHQの指令により連合軍預金口座を開設</p> <p>9.20 指定融資処理部設置(軍需会社の戦後処</p>	<p>蓄・日本相互貯蓄・摂津貯蓄・日本貯蓄)が合併し日本貯蓄銀行を新立</p> <p>5.17 全国金融統制会、業態別統制会の改編を発表(銀行信託統制会・庶民金融統制会等に統合)</p> <p>6.18 預金代払制度を改正(銀行普通預金代払制度・預金小切手制度の創設、日本銀行集中決済制採用等、7月1日実施)</p> <p>7.1 日本証券取引所、東京・大阪市場の清算取引を中止</p> <p>7.1 住友銀行、阪南・池田実業両行を合併し大阪府内地方銀行の統合(普通銀行は住友・三和・野村の3行となる)</p> <p>7.24 大蔵大臣の許認可権限の一部を財務局長に移譲</p> <p>8.10 共同融資銀行に対し、金融事業整備令に基づき資金統合銀行への事業譲渡命令が発せられる</p> <p>8.10 日本証券取引所、当分休会を決定</p> <p>8.15 蔵相、預金の支払制限は行わない、国民生活安定のための資金は積極的に供給する旨の緊急談話を発表</p> <p>8.17 大蔵省、金融機関資金融通方針を決定(軍需融資打切り・民生安定資金の供給)</p> <p>8.21 資金統合銀行、共同融資銀行を買収</p> <p>8.28 大蔵省、民需転換促進を目的として事業資金調整暫定標準を決定(29日通達)</p> <p>8.28 大蔵省、戦後通貨対策委員会設置を決定</p> <p>8.31 連合軍が日本国内で使用を予定していたB号円表示補助通貨(軍票)の使用中止につき連合軍と交渉開始(9月4日、了解成立、さしあたりの所要資金は日本銀行から供給)</p> <p>9.1 政府、軍需会社等の買入債務および前受金の集中処理を決定</p> <p>9.4 進駐米軍の円・ドル交換比率(軍用レー</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和20年 (1945年)	<p>理のため)</p> <p>9. 一 東京実際物価調を8月分から作成(後に東京闇物価指数<消費財>さらに消費財間及び自由物価指数と改称)</p> <p>10. 1 連合軍、本店を占拠し営業不能となる(事実上休業、このとき全国金融統制会および資金統合銀行関係の帳簿書類を押収され、日本銀行保管の金銀地金・金製品等を接収管理される)</p> <p>10. 1 検査部・計理局を復活、統制局を考査局と改称</p> <p>10. 9 渋沢総裁辞任(大蔵大臣に就任)、第17代総裁に新木栄吉が就任</p> <p>10.10 調査部を調査局と改称</p> <p>10.10 奈良駐在員事務所開設</p> <p>10.13 引揚邦人持帰金交換事務を開始</p> <p>10.15 鳥取駐在員事務所開設</p> <p>10.19 日本銀行制度改正準備委員会設置</p> <p>10.19 戦後通貨対策委員会、日銀券発行限度の設定に関する意見を答申</p> <p>10. 一 清算事務室設置(閉鎖機関整理のため)</p> <p>11. 1 公定歩合の形式改正(軍需手形の優遇廃止など戦時色を除き①商業手形割引②国債担保貸付③国債以外担保貸付④当座貸越の4本建てに戻す)</p> <p>11. 1 大銀行(7行)に適用していた貸付利率調整手続を改め、調整率適用手続を制定(一定額超過貸出に高率を適用)</p> <p>11. 1 手形交換業務の各地銀行協会への返還を開始(21年4月1日完了)</p> <p>11. 9 財産税・財産増価税創設に伴う通貨の引</p>	<p>ト)を1ドル15円と決定(22年3月50円、23年7月270円に改正)</p> <p>9.17 愛知県、普通銀行の1行化成(東海銀行が岡崎・稲沢・大野の3行を合併)</p> <p>9.20 政府、金融統制団体に解散命令(全国金融統制会、30日解散)</p> <p>9.22 GHQ、金・銀・白金・証券・金融証券等の輸出入統制の実施を指令</p> <p>9.24 連合国占領軍の発行する軍票の無制限通用および国内通貨との等価交換に関する大蔵省令公布施行</p> <p>9.25 6大都市に銀行協会設立(従来の銀行集会所は解散)</p> <p>9.25 GHQ、証券取引所の10月1日再開予定を不許可</p> <p>9.27 大蔵省、外国為替取引の停止を通達</p> <p>9.28 全国銀行協会連合会設立</p> <p>9.30 GHQ、外地銀行・外国銀行・特別戦時機関の閉鎖を指令</p> <p>10. 1 福井県、普通銀行の1行化成(大和田銀行が三和銀行に吸収併せられ福井銀行1行となる)</p> <p>10. 3 無尽会社の預金取扱い許可</p> <p>10.13 大蔵省、金融機関の昭和20年度上期決算延期を通達(21年3月に上・下期別に実施)</p> <p>10.15 金・銀または白金の取引等取締りに関する勅令、金・銀または白金の地金または合金の輸入の制限または禁止に関する勅令、金・銀・有価証券等の輸出入等に関する金融取引の取締りに関する大蔵省令各公布施行</p> <p>10.17 大内兵衛、ラジオ放送を通じ渋沢蔵相に対し「蛮勇をもって巨額の戦時債務を破棄せよ」と迫る</p> <p>10.24 金融統制団体令廃止の件公布(11月1日施行)</p> <p>10.26 外地銀行・外国銀行および特別戦時機関閉鎖の件公布施行(戦時金融金庫等29機関)</p> <p>11. 5 政府、財政再建計画大綱要目を閣議了解</p> <p>11. 7 金融懇談会復活</p> <p>11.24 外国為替資産等の分離保管の件公布施行</p> <p>11.25 外貨債処理法廃止</p> <p>11.26 渋沢蔵相、記者会見で財産税・戦時利得税の実施と新円発行を言明</p>

昭和20年
(1945年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>を命じる</p> <p>9. 9 マッカーサー元帥、日本の管理方針を声明</p> <p>9.20 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する勅令公布施行(ポツダム勅令<政>令の根拠)</p> <p>9.22 米国政府、「降伏後における米国の初期の対日方針」を公表</p> <p>9.22 GHQ、貨金・物資の統制維持、武器等の生産禁止、輸出入の許可制等につき指令</p>		東久邇宮 稔彦	津島 寿一	(第十六代) 波 沢 敬 三
<p>10. 2 占領軍、連合国最高司令官総司令部(GHQ/SCAP)を設置</p> <p>10. 5 東久邇内閣総辞職</p> <p>10. 9 幣原喜重郎内閣成立</p>	10.24 国際連合成立(国連憲章発効)	10.9	10.9	10.9
<p>10. 9 GHQ、必需物資の輸入方針に関し指令</p> <p>10. 9 商工省、各種戦時統制規則を廃止</p> <p>10.11 マッカーサー元帥、幣原首相に対し、政治・経済・労働・教育等の自由化・民主化を目的とする5大改革を指示</p> <p>10.31 GHQ、財閥関係企業発行の株式・社債等の売却・移転を禁止</p>		幣 原 喜 重 郎	波 沢 敬 三	(第十七代) 新 木 栄 吉
<p>11. 2 日本社会党発足</p> <p>11. 5 米国のポーレー使節団(対日賠償調査団)来日</p> <p>11. 5 戦災復興院官制公布施行</p> <p>11. 6 GHQ、持株会社の解体に関する覚書を発し財閥解体を指令</p> <p>11.20 青果物配給統制規則廃止</p> <p>11.24 会社の解散の制限等の件公布施行</p> <p>11.24 GHQ、戦時利得の排除・財政の諸改革を指令(戦時利得税・財産税の創設、公</p>	11.20 ニューロンベルク国際軍事裁判開廷(1946年10月1日最終判決)	幣 原 喜 重 郎	波 沢 敬 三	新 木 栄 吉

年号	日本銀行	金融一般
昭和20年 (1945年)	<p>換・預金の取扱い等に関し部局長会議を開催</p> <p>11.15 出納局を復活(発券局から分離)</p> <p>11.24 朝鮮銀行・台湾銀行等閉鎖5機関(いずれも銀行)の特殊整理人(清算人)に指定される</p> <p>11.25 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する勅令に基づく大蔵省令により日本銀行法の一部改正(日本銀行出資金に関する外国人の制限規定を削除、定款改正)</p> <p>12. 7 日本銀行制度改正準備委員会、日本銀行法改正要綱を大蔵大臣に答申</p> <p>12. 7 軍需関係請求権の決済金受入れのため、受取人名義の封鎖預金勘定を日本銀行に設置</p> <p>12.15 統計局設置</p> <p>12.17 大蔵省、GHQ指令(11日)に基づき日本銀行に対し金融機関に関する定期報告書のGHQあて提出を求める</p> <p>12.27 日本銀行、印度支那銀行東京支店の業務・財産の管理人となる(以後、同様措置の対象先拡大)</p>	<p>12. 5 大蔵省、省議により金融制度調査会(第1次)を設置</p> <p>12.11 国債郵便貯金規則廃止(12月1日から適用)</p> <p>12.17 東京において株式の集団売買市場の立会い開始(以後、全国各地に波及)</p> <p>12.20 国債貯金規則廃止</p> <p>12.22 貿易資金設置に関する法律公布施行(21年3月25日、貿易資金特別勘定を設置)</p> <p>12.26 金融制度調査会、金融制度整備改善の基本方針につき中間報告をまとめる</p> <p>12.27 東京銀行協会、土曜日半休制を決定</p> <p>12.29 戦争死亡傷害保険法及び戦時特殊損害保険法廃止等に関する法律公布施行</p>
昭和21年 (1946年)	<p>1.10 金融制度調査会、日本銀行制度改正要綱を答申</p> <p>1.10 日本銀行、22閉鎖機関の会計代理人となる(27年3月末まで)</p> <p>1.18 高率適用制度を復活(調整率適用先以外の普通銀行に適用)</p> <p>1.19 日本銀行、財産税創設をめぐり、同税の収入金は日本銀行保有国債の償却に充当すべきであると主張</p> <p>2. 8 新木総裁、銀行界に対しインフレ防止のため長期固定貸の回収を要望する一方、生産増強資金はできる限り便宜を供与する旨言明</p> <p>2.12 宮崎駐在員事務所開設</p> <p>2.15 福井駐在員事務所開設</p> <p>2.16 金融界代表を招致し金融緊急措置の説明会を開催(17日は業界担当者への事務説明会)</p> <p>2.17 日本銀行券預入令・同施行規則公布施行(25日以降3月7日までに十円券以上の銀行券を金融機関に預入させ、一定額に限り新銀</p>	<p>1.10 金融制度調査会、金融に関する制度並びに運営の共通的基本原則に関し答申</p> <p>1.23 金融制度調査会、貿易金融制度に関し答申</p> <p>1.29 GHQ、預金部資金・簡易生命保険・郵便年金関係資金の運用に関し指令</p> <p>1.30 産金法に基づく金買上げ価格引上げ(1グラム3円85銭→17円、20日から適用)</p> <p>1.31 金融制度調査会、特別銀行制度の改革等に関し答申</p> <p>2. 1 大蔵省、預金等便宜代払に関する債務引受命令等非常金融対策関係諸命令を廃止</p> <p>2.17 金融緊急措置令・同施行規則公布施行(金融機関の預金等を封鎖、とくに定める場合を除きその支払いを禁止)</p> <p>2.17 臨時財産調査令公布施行</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>債発行の許可制、軍需補償の封鎖等)</p> <p>11.24 GHQ、食糧・綿花・石油および塩の輸入を許可</p> <p>11.24 GHQ、軍人・閉鎖機関役職員への恩給・年金等の支給停止を指令</p> <p>11.30 農業生産統制令・小作料統制令等廃止</p> <p>12. 3 失業対策委員会官制公布施行</p> <p>12. 9 GHQ、農地改革を指令</p> <p>12.14 貿易庁官制・石炭庁官制公布施行</p> <p>12.17 衆議院議員選挙法改正公布施行(婦人参政・大選挙区制など)</p> <p>12.18 ポーレー、日本からの賠償即時実施計画(中間報告)を大統領に提出</p> <p>12.20 国家総動員法および戦時緊急措置法廃止法律公布(21年4月1日施行)</p> <p>12.21 石油業法・軍需会社法等14法律廃止法律公布(21年1月16日施行)</p> <p>12.22 労働組合法公布(21年3月1日施行)</p> <p>12.29 農地調整法中改正公布(21年2月1日および4月1日施行、第1次農地改革)</p>	<p>12. 2 フランス、フランス銀行および大銀行の国有化法制定(1946年1月1日実施)</p> <p>12. 6 米英金融協定成立</p> <p>12.26 フランス、平価切下げ(1ドル=50フラン→119フラン)</p> <p>12.27 ブレトン・ウッズ協定(国際通貨基金・国際復興開発銀行に関する協定)発効</p>	幣 原	波 沢	(第十七代) 新 木
<p>1. 1 天皇、神格否定宣言(詔書)</p> <p>1. 4 GHQ、軍国主義的指導者の公職追放を指令</p> <p>1.10 政府、財産税・個人財産増加税・法人戦時利得税の3法案要綱を発表</p> <p>1.15 GHQ、会社配当制限に関し指令</p> <p>1.20 GHQ、第1次賠償予定物件を指定(389工場)</p> <p>1.21 GHQ、政府の借入れならびに支払削減に関し指令</p> <p>1.26 政府、経済危機緊急対策実施要綱を閣議決定</p> <p>2. 8 政府、生産増強方策大綱を閣議決定</p> <p>2.16 政府、経済危機緊急対策を発表(食糧・物資・通貨・物価・就業対策などの総合施策)</p> <p>2.17 食糧緊急措置令・隠匿物資等緊急措置令公布施行</p> <p>2.28 公職に関する就職禁止・退官・退職等に関する件(公職追放令)公布施行</p>	<p>1.10 国際連合、第1回総会をロンドンで開催</p> <p>2.14 イングランド銀行国有化法成立(3月1日実施)</p> <p>2.20 ソ連、千島・南樺太の領有を宣言(ソ連最高会議布告)</p> <p>2.26 連合国、極東委員会の第1回会合をワシントンで開催</p>	喜 重 郎	敬 三	栄 吉